

令和4年度 入札・契約、総合評価の実施方針(案)

〔コンサルタント業務〕

令和4年度の実施方針(案)

令和4年3月



国土交通省 関東地方整備局

目次

1. 入札・契約制度に関する動向と意見	2
---------------------------	---

2. 令和4年度 入札・契約手続きの実施方針	3
------------------------------	---

品質確保と担い手の育成・確保	5～9
----------------------	-----

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

新規 実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)(案)【R4.8～】

新規 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置【R4.2～】

技術力が十分発揮できる競争環境の確保	10～14
--------------------------	-------

見直し 照査技術者の配置要件の見直し(試行)【R4.8～】

新規 テレビ会議システムを活用したヒアリングの実施(試行)【R4.4～】

見直し 建築関係コンサルタント業務の評価見直し【R4.4～】

3. 令和4年度 入札・契約手続きの実施方針<継続項目>	15
------------------------------------	----

1. 入札・契約制度に関する動向と意見

○労働基準法の改正、施行(平成31年4月)

- ・今般働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定

○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行(令和元年6月)

- ・公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計)について広く本法律の対象として位置付け
- ・災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備 など

○改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(令和2年1月)

- ・都道府県や市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たす

○改正品確法の理念を実現するため「全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値」決定(令和2年12月)

- ・測量、調査及び設計(業務)の指標
- 全国指標 : ①地域平準化率(履行期限の分散)、②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
- 関東ブロック独自指標 : ③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

○品確法改正を踏まえた「全国統一指標、関東ブロック指標」のフォローアップを実施(令和3年10月)

■ 業団体等からの主な意見

○地域企業の新規参入環境、制度の拡大

○技術力の適正な評価及び選定環境の確保

- 履行期限(納期) 平準化と標準履行期間確保への取組み強化
- 条件明示チェックシートの活用
- 分離発注の徹底
- WLBの更なる改善に向けての施策の推進・強化 など

■ 発注者の主な意見

○不調不落の対策(技術者不足対策)

○手続きの簡素化、事務負担の軽減

- 地域平準化率(履行期限の分散)
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
- ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)
- 条件明示チェックシートのフォローアップ

令和4年度入札・契約、総合評価の実施方針に反映

ポイント

- 地域企業の担い手確保・育成、不調対策
- 働き方改革・WLBの推進・拡大

2. 令和4年度 入札・契約手続きの実施方針

1. 品質確保と担い手の育成・確保

○確実な品質確保対策の実施

- ・事業促進PPP業務は、「受注制限緩和」、「常駐・専任緩和」及び「業務の指導実績のマネジメント経験認定」、「管理技術者、主任技術者経験の加点評価」を継続する。
- ・品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施する事としているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、平成25年10月より予定価格を100万円超に拡大し履行確実性評価、低入札価格調査を実施継続する。
- ・「条件明示チェックシート」の提示時期を契約後から入札公告時に変更する試行を継続する。

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

- ・関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法(実施能力評価拡大型)を開始する。【新規】
- ・「賃上げのための政府調達手法」に基づく政府調達の対象企業の賃上げを促進する。【新規】
- ・地域要件について「本店しぼり」を、簡易型発注の測量業務については継続する。
- ・災害時の「災害協定等に基づく活動実績の評価」の評価対象拡大を継続する。
- ・技術者に若手を配置した場合に加点評価(対象年齢は40歳)を継続する。
- ・出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、評価期間を延長する「休業考慮」を継続する。

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- ・「照査技術者」の同種・類似業務の実績として照査技術者実績を追加する。【見直し】
- ・高度または専門的な技術が要求される業務を対象に、WEB方式によるヒアリングを実施する。【新規】
(技術提案書のヒアリングのWEB会議)
- ・拡大型プロポーザル方式、「プロポーザル方式・拡大型(実績要件緩和)」、「総合評価落札方式(簡易型)自治体実績評価」を継続する。
- ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の認定実績及び表彰を配置予定技術者の業務経験及び優良表彰の加点評価を継続する。
- ・高い技術力を有する技術者の参加機会を確保するため、手持ち業務量(5億/10件)継続する。
- ・技術力確保のため、同種・類似業務実績、継続教育取組を評価する。【見直し】(建築コンサル)

2. 令和4年度 入札・契約手続きの実施方針

3. 事務手続きの効率化

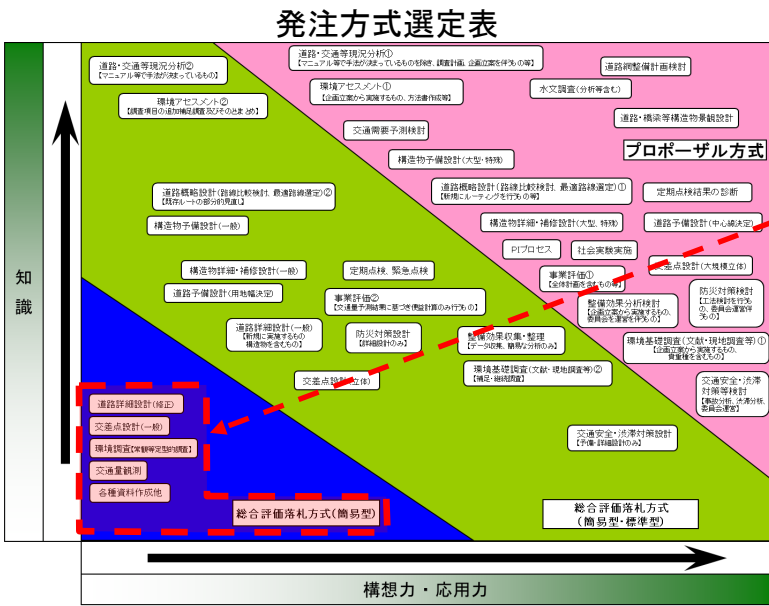
- ・受発注者双方の負担軽減を目的として、総合評価落札方式(標準型・簡易型)における技術提案書が無効の場合、「無効通知」を行い、入札契約スケジュールの効率化を図る。【新規】
- ・「入札説明書等の記載内容の見直し」や「共通事項のホームページ掲載」、「評価方法の見直し」、「参加表明書添付資料の簡素化」などを継続する。
- ・発注規模及び条件が同程度の業務に、同一の参加表明書で参加を認める一括審査方式を継続する。
- ・配置予定技術者の「業務成績」、「技術提案の実施方針」を重視する評価方法「技術者評価型」を継続する。
- ・簡易な参加表明書により非指名と想定される者をより分けることによる事務負担軽減を継続する。
- ・迅速な体制確保のため、災害復旧等関連業務に随意契約、通常指名競争を積極的活用を継続する。
- ・箇年度成果等の資料閲覧時に、クラウドを介した電子成果品の閲覧を引き続き継続する。
- ・働き方改革、ワークライフバランスの推進支援を目的に、履行期限の平準化を実施。
品確法改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する「新・全国統一指標」としての地域平準化率を設定。
- ・入札情報サービス(PPI)により閲覧可能な入札・契約内容等に係る情報を追加し、引き続き継続する。
- ・入札契約手続資料作成及び参加表明書の評価のための資料作成・チェック等をアウトソーシングを継続する。

新規 実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)(試行)【R4. 8～】

- 【趣旨】 関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行
- 【対象】 総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を**選択することができる。**
- 【概要】 関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった**新規参入者の参入**を促し、次回の業務参入にあたっての実績として活用してもらうことにより、**継続的な業務の担い手企業**の裾野を広げることを期待し、**新規参入者の増加による不調対策**を図る

業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象
土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、右表に記載されている業務の種類において下記事項を参考に選択する。
・不調・不落が多い業務
・地域の担い手確保が必要な業務



事業名	業務の種類
道路事業	道路詳細設計(修正)
	交差点設計(一般)
	環境調査(常設等定型的調査)
	各種資料作成他
河川事業	堤防・護岸設計③【現地条件変更による修正設計、小構造物設計図集に掲載の構造物の数量、図面作成】
	耐震性能照査③【簡易式による判定を行う業務】
	河川台帳作成
	水文観測③【標準的な観測手法によるもの】
測量調査	各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】
	復旧測量
	路線測量
	水文観測③【標準的な観測手法によるもの】
	基準点測量
	河川測量
	現地測量(地形測量)
	用地測量
	水準測量
	地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】
	定期縦横断面測量
	地図編集
	深淺測量②【標準的なもの】
	既成図数値化
	一筆調査(E工程)
地質調査	ボーリング調査(支持層確認、改良チェック等)
	地下水調査(観測)
	計器設置及び観測作業(設置・観測のみ)
	地盤環境調査(採取、分析)

実施能力評価拡大型へ
選択可能な業務の種類

新規 実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)(試行)【R4. 8～】

- 評価基準は、現行の総合評価(簡易型)(実施能力評価)を基に、評価項目「成績・表彰」を省略
- 業務経験、地域性－地理的条件の評価項目を優位に評価し、ウェイトを上方修正
- 参加表明書と技術提案書を同時に提出する方式とし、入札手続き期間の(約20日)短縮と資料作成の省力化を図る

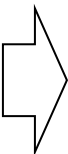
評価方法イメージ

○現行:総合評価落札方式(簡易型1:1)における参加資格要件の評価

総合評価落札方式(簡易型1:1)

評価項目		詳細項目	評価点
入札参加者を指名するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件
			業務経験
			地理的条件
			地域貢献度
		成績・表彰	業務成績評点
			優良業務表彰の経験
	技術者の評価	資格・実績	資格要件
			継続教育取組実績
			業務経験
			若手技術者
		成績・表彰	業務成績評点
		優良業務表彰等の経験	

技術点を算出するための基準	技術者の評価	資格・実績	資格要件	50%
			継続教育取組実績	
			業務経験	
			若手技術者	
		成績・表彰	業務成績評点	
			優良業務表彰等の経験	
	実施方針・実施フロー・工程計画・その他			50%



○実施能力評価拡大型(試行):
参加表明書、技術提案書の提出を同時に提出とする。
企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)
実施方針・実施フロー・工程計画・その他の項目については、
「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化を図る。

評価項目		詳細項目	評価点
技術点を算出するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件
			業務経験
			地理的条件
			地域貢献度
		成績・表彰	業務成績評点
			優良業務表彰の経験
	管理(主任)技術者の評価	資格・実績	資格要件
			継続教育取組実績
			業務経験
	若手技術者		

評価を省略	
成績・表彰	業務成績評点
	優良業務表彰等の経験
成績・表彰	業務成績評点
	優良業務表彰等の経験

資料作成の省力化
実施方針・実施フローを省略し、技術的課題を追加

参加表明書・技術提案書の同時提出で指名通知から入札まで約20日の入札手続期間の短縮を図る
技術提案書の記載内容については、5項目から2項目まで省略し参加者の作成資料の省力化を図る

7

新規 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置、ペナルティの流れ

適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

入札公告(公示)

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価 (賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②年暦単位での表明)
①大企業 3%以上 ②中小企業1.5%以上 ※①事業年度は契約を行う予定の年の4月以降に開始するもの
加算点＝従来の加算点＋賃上げ加算点(加算点の5%以上) → (例)施工能力評価型Ⅱ型・・・従来の加算点40点＋賃上げ加算点3点＝加算点合計43点 (3点/43点=6%)

入札、落札決定

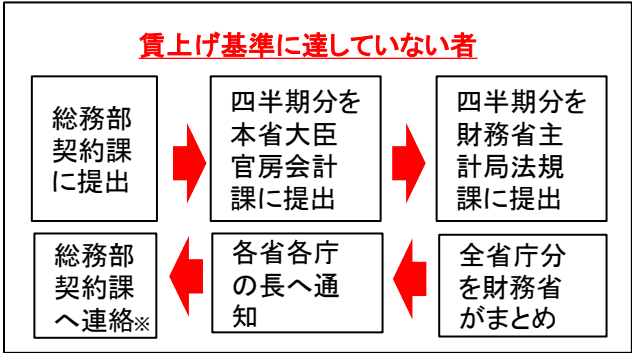
落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

加点を受けた落札者が以下の書類作成後に総務部
契約課へ提出 (賃上げの実績の確認)

①年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書(又は税務申告の作成書類)

②年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



※総務部契約課から、賃上げ基準に達していない企業に減点措置の通知

財務省主計局法規課から通知された日から1年間
国の総合評価落札方式の調達の全てに対して加点
より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

新規 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

■適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての業務
但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

■関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

- ・技術点の5%以上の整数とし以下のとおりとする。
- ・従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術点(賃上げ加算点を含む)}}{\text{技術点満点(賃上げ加算の配点を含む)}} \quad \text{※建築コンは55点}$$

①総合評価落札方式(標準型1:3、簡易型1:1(実施能力評価型))

技術点満点が200点の場合 → 従来の技術点200点+賃上げ加算点11点とし合計211点 (11点/211点=5%)

②総合評価落札方式(簡易型1:1(①、③及び④を除く))

技術点満点が100点の場合 → 従来の技術点100点+賃上げ加算点6点とし合計106点 (6点/106点=6%)

③総合評価落札方式(発注者支援業務等)

技術点満点が80点の場合 → 従来の技術点80点+賃上げ加算点5点とし合計85点 (5点/85点=6%)

④総合評価落札方式(建築関係コンサル)

技術点満点が55点の場合 → 従来の技術点55点+賃上げ加算点3点とし合計58点 (3点/58点=5%)

- ・賃上げの実施に関する評価点は、履行確実性評価の対象としない。

見直し 照査技術者の配置要件の見直し(試行)【R4. 8～】

- 【趣旨】照査技術者の配置要件の見直し
- 【対象】総合評価落札方式・プロポーザル方式(詳細設計等の照査技術者を配置する業務)
- 【概要】適性な品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。
- 照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる。建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中、**ベテラン技術者の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行える**ように要件を見直す。

- 設定条件**
- 業務経験ー過去10年間の同種・類似業務の実績として、**照査技術者の実績を追加。【見直し】**
- 技術力ー過去4年間の業務成績評点に、**照査技術者として携わった業務の業務評定点を追加。【見直し】**

指名・選定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理（主任）・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理（主任）・担当技術者で携わった業務の業務評定点

技術評価点算出・特定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理（主任）・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理（主任）・担当技術者で携わった業務の業務評定点

見直し（案） 評価基準		
管理（主任）・担当・ 照査 技術者の実績		
管理（主任）・担当・ 照査 技術者で携わった業務の業務評定点		

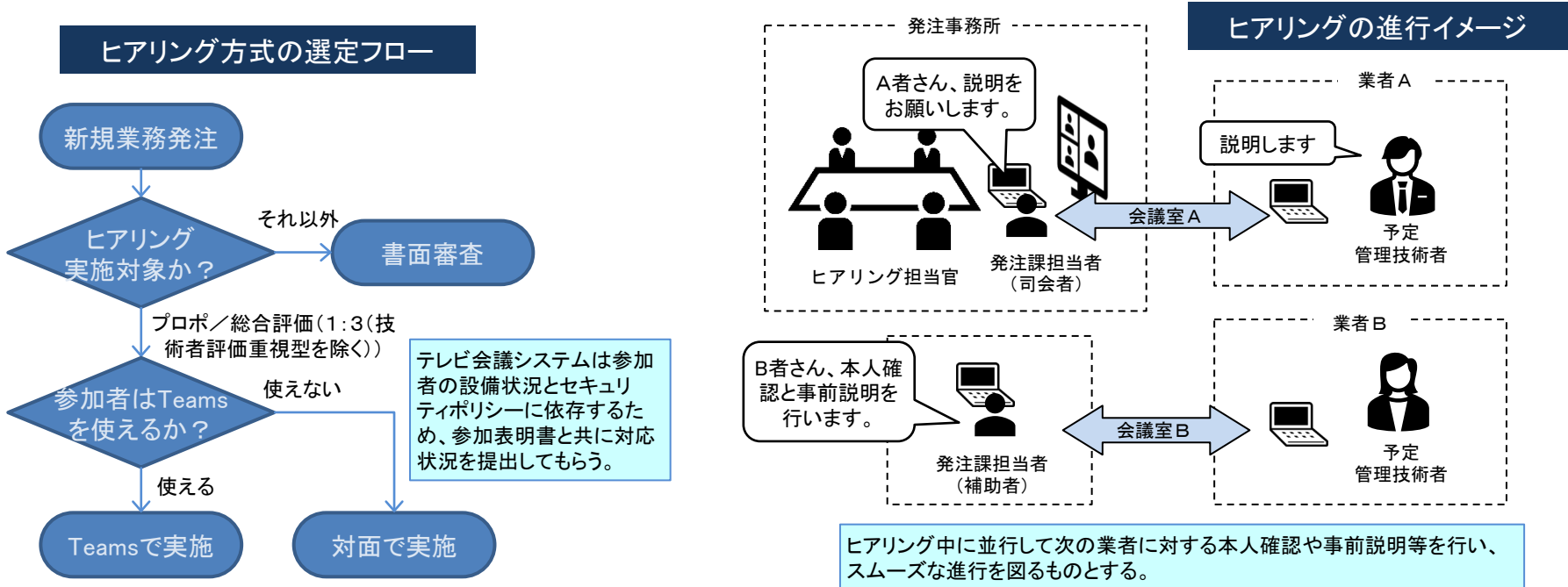
見直し（案） 評価基準		
管理（主任）・担当・ 照査 技術者の実績		
管理（主任）・担当・ 照査 技術者で携わった業務の業務評定点		

※国土地理院で発注されている業務においては、担当技術者ではなく、作業班長として登録されているもの

新規 テレビ会議システムを活用したヒアリングの実施(試行)【R4. 4～】

- 【趣旨】テレビ会議システムによるヒアリングの実施を標準化
- 【対象】技術提案内容のヒアリングを実施する全ての発注方式
- 【概要】従来より対面式によりヒアリングを実施してきたが、感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用としてきたが、**発注者及び受注者双方から技術提案書の内容をヒアリングにより確認したい**との要望があり、今般、テレビ会議によるヒアリングの実施に向けた環境が整ったこと(外部とのテレビ会議システム用回線の強化)から、原則、テレビ会議システム(MS Teams)により実施する。

関東地方整備局における技術提案書のヒアリングに関する方針
「ヒアリングは必要に応じて実施することとし、実施する場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用し、本人確認を確実に実施できる方法を用いる。
また、ヒアリングを省略する際は、ヒアリングに要する手続き期間を短縮できることとする。」

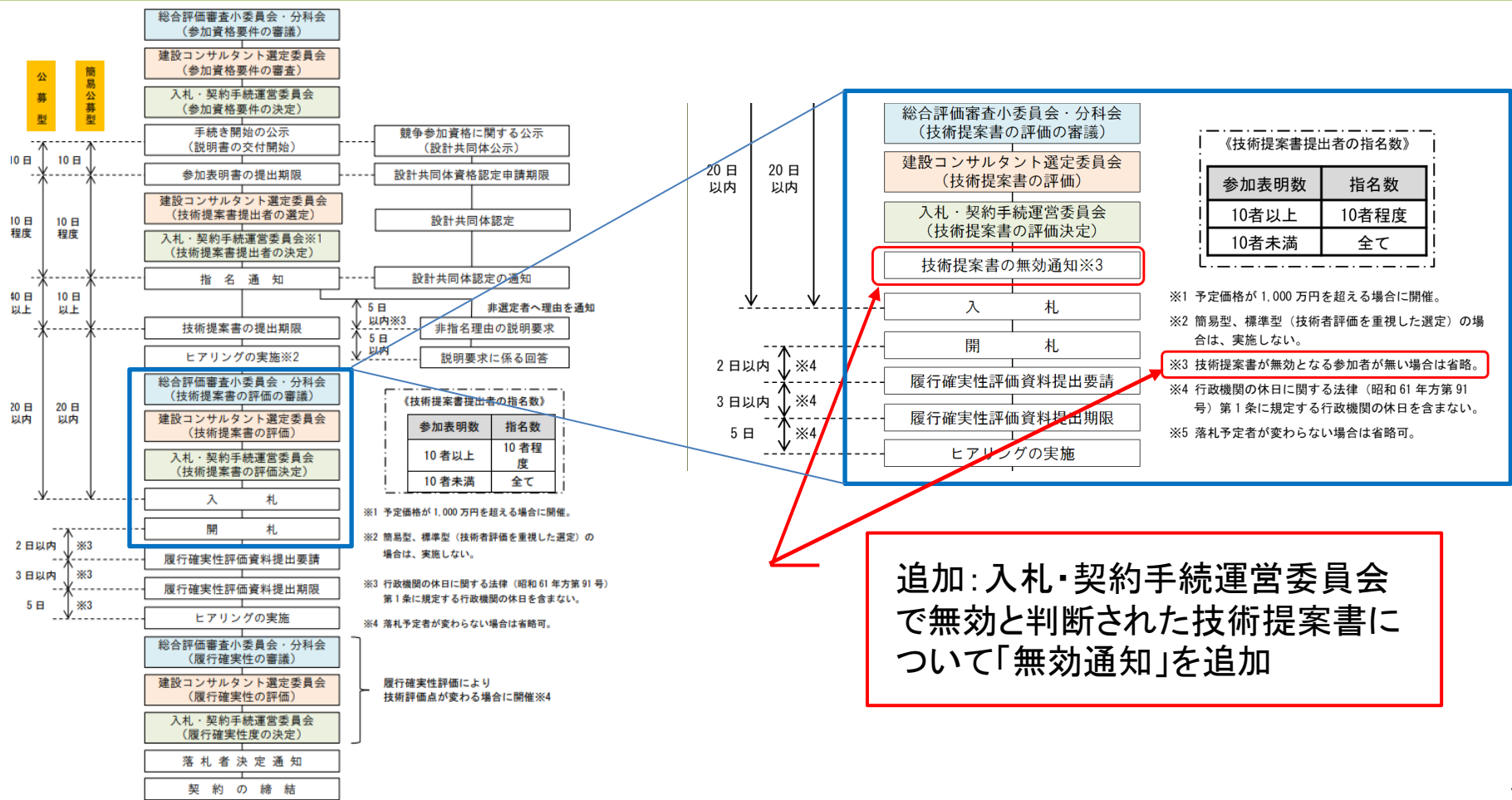


新規 技術提案書の無効通知の追加【R4. 4～】

【趣旨】総合評価落札方式(一部試行を除く)の技術提案書の評価にて無効となった参加者に対し、その旨を通知する。

【対象】(簡易)公募型競争入札(総合評価)方式(簡易型の実施能力評価型を除く)で発注する建設コンサルタント業務

【概要】対象業務では指名通知のみ通知し、技術提案書が無効となった場合、通知が無く、入札に参加する。
提案が無効の場合、**入札に至る前に技術提案書が無効となった旨を通知**することで、無効な入札手続きを省略する。なお、提案の無効がない場合は、通知せず入札を執行する。



見直し 建築関係コンサルタント業務の評価見直し【R4. 4～】

- 【趣旨】 建築関係コンサルタント業務における **受注実績が無い者の参入機会の確保**、**競争性及び技術力確保**を目的とした評価配分の見直し
- 【対象】 プロポーザル方式及び総合評価落札方式〔簡易型〕で発注する業務が対象
- 【概要】 受注実績が無いことにより参入が困難であった **新規参入者の参入**を促すとともに既存の **評価配分を見直す**ことで競争性及び技術力確保が期待できる

- 【課題】
- ・プロポーザル方式では新規参入者が民間業務実績があっても成績及び表彰等が無く評価に差が出る傾向
 - ・総合評価落札方式〔簡易型〕では業務実績、で参加・受注する傾向がほとんどで業務成績、表彰、CPDの取組が見られない傾向

※業務成績・表彰・CPD(合計20点)の評価点数

契約した設計業務受注者の技術評価(R2.4～R3.12に落札した受注者対象:48者)

R2.4～R3.11落札分	加点無 0点	加点有 ～5点未満	5点以上 ～10点未満	10点以上 ～15点未満	15点以上 ～20点以下	(件) 計
公募型プロポーザル(WTO)	1	1	0	4	0	6
簡易公募型プロポーザル	0	2	6	1	1	10
総合評価落札方式	17	10	3	2	0	32
	53.1%	31.3%	9.4%	6.3%	0.0%	100.0%
設計業務・計	18	13	9	7	1	48
計	37.5%	27.1%	18.8%	14.6%	2.1%	100.0%

総合評価落札方式の**5点未満が約85%、0点も50%超**となり、業務成績、表彰の経験が無くても得られる点数であり**ほとんどの契約者が同種又は類似業務の実績だけでの参加**
公募型プロポーザルでは特殊な設計では5点未満、一般庁舎に係る設計では10点以上
簡易公募型プロポーザルでは業務成績・表彰・CPDの評価が高い(経験者が多い)

見直し 建築関係コンサルタント業務の評価見直し【R4. 4～】

【対応】

○プロポーザル方式：個別事案に即した技術力が評価できるウエイト配分に
民間含めた経験の実績、個別事案に即した技術力→「業務の実績」を上方修正
技術提案書の重視を希望する意見→「成績・表彰」の評価を技術提案書に対して割合を小さく

○総合評価落札方式〔簡易型〕：過去1年で評価されるCPD（継続教育取組）の取組を評価
受注実績を問わず取組意欲で取得可能、技術力向上、競争力→「CPD」評価を上方修正、「成績・表彰」圧縮

プロポーザル方式の標準ウエイト【見直し】

評価項目	評価の着目点	R3	R4
資格	技術者資格	5	5
技術力	同種又は類似業務の実績	10	15
	成績評価	10	7
	表彰等	5	3
	CPD取得	5	5
業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲	8	8
	業務の実施方針	12	12
	評価テーマに対する技術提案	45	45
	評価ウエイト合計	100	100

総合評価落札方式（簡易型）の標準ウエイト【見直し】

評価項目	評価の着目点	R3	R4
資格	技術者資格	5	5
技術力	同種又は類似業務の実績	10	10
	成績評価	10	8
	表彰等	5	2
	CPD取得	5	10
業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲	8	8
	業務の実施方針	12	12
	評価ウエイト合計	55	55

※技術評価点、価格評価点の満点は60点とする

○評価係数〔評価ウエイトに掛ける係数〕【見直し】

・管理技術者経験者を配置できない
同種業務実績が無い

主任担当技術者での実績、類似業務の評価係数を上方修正し参加を意欲へ
・主任技術者の実績で(50% → 60%) 一部業務(100%)：管理技術者と同等
・類似業務実績の評価係数 (50% → 60%)

・品質確保のため成績評価見直す

優良な技術者の確保と評価、品質確保のための対策
・海外インフラプロジェクトの表彰者（成績実績のない技術者）【新規】
※同種類業務の場合、大臣賞(80%)、大臣奨励賞(60%)
・65点未満の減点の場合の評価の見直し【新規】
※65点未満(-50%)【新規】、〔60点未満(-100%)【継続】〕

3. 令和4年度 入札・契約手続きの実施方針 継続項目

1. 品質確保と担い手の育成・確保

○確実な品質確保対策の実施

- 1-① 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【H25.10～】
- 1-② 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示【H24.6～】
- 1-③ 事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和【R2.10～】
- 1-④ 事業促進PPP業務の業務指導実績のマネジメント経験認定【R3.8～】
- 1-⑤ 事業促進PPP業務の管理(主任)技術者経験の加点評価【R3.8～】

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

- 1-⑥ 適切な地域要件の設定【R2.8～】
- 1-⑦ 災害協定等に基づく活動実績の評価対象の拡大【R3.8～】
- 1-⑧ 若手技術者の活用を評価(対象年齢を35歳から40歳に引き上げ)【H27.8～】
- 1-⑨ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)【H28.8～】

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- 2-① 分離発注の徹底
- 2-② 拡大型プロポーザル方式の導入【H25.10～】
- 2-③ 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】
- 2-④ 業務実績の評価対象期間の見直し【H28.4～】
- 2-⑤ 業務実績要件の緩和【R2.4～】
- 2-⑥ 海外インフラプロジェクト実績認定【R3.8～】
- 2-⑦ 手持ち業務量(金額)の変更【R3.4～】

3. 事務手続きの効率化

- 3-① 入札説明書等の記載の簡素化【H28.8～】
- 3-② 入札公告資料の合理化【R2.4～】
- 3-③ 一括審査方式の導入【H28.8～】
- 3-④ 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【H27.4～】
- 3-⑤ 簡易な参加表明書を用いた審査の導入【H30.8～】
- 3-⑥ 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)【R1.8～】
- 3-⑦ 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用
- 3-⑧ 資料閲覧の効率化(クラウドの活用)【R2.9～】
- 3-⑨ 業務履行期限の平準化(地域平準化率)の推進
- 3-⑩ 入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化【R2.10～】
- 3-⑪ 業務発注手続きの発注者補助業務【R3年度～】

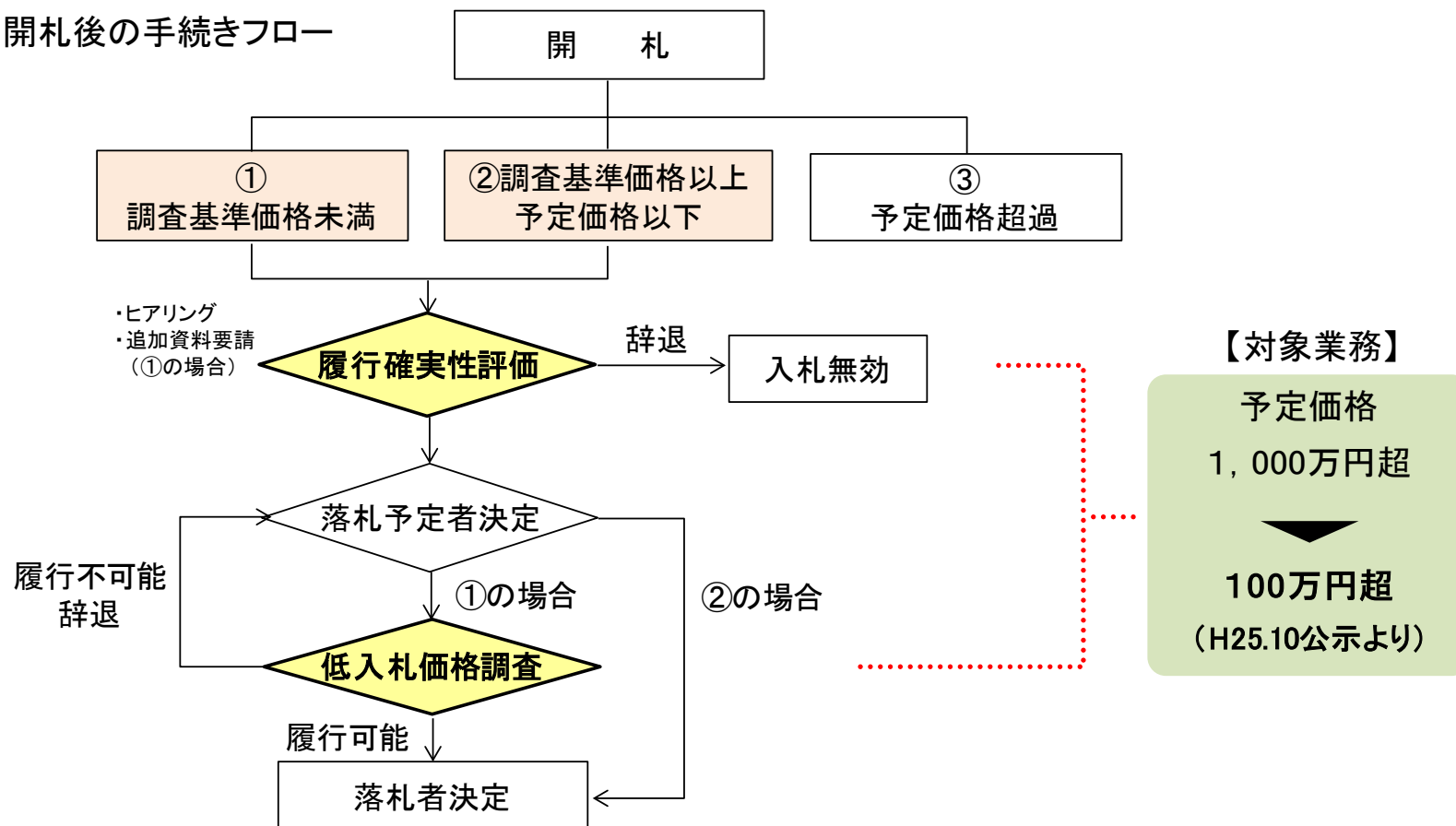
1-①継続 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【H25.10～】

【趣旨】更なる品質確保

【対象】総合評価落札方式で発注する予定価格100万円を超える業務

【概要】品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大（H25.10公示より適用）

■開札後の手続きフロー



【趣旨】競争参加者への必要な設計条件等の確実な明示

【対象】1事務所1件の試行実施

【概要】条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更（R1.8公示より適用）

（条件明示チェックシート：発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、受注者に必要な設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。）

1. 条件明示チェックシートの提示時期の変更

	従 前	現 在（試行）
対象業務	① 道路詳細設計（平面交差点を含む） ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む） ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左
提示時期	詳細設計契約後（の1回目打合せ前）	入札公告時（条件明示チェックシートを入札参考資料として添付）

2. 提示時期の変更によるメリット

【発注者のメリット】

- ・当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
- ・当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- ・条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
 - ・条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。
- 例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないクリティカルパスが可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

1-③継続 事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和【R2.12～】

【趣旨】 事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

【対象】 事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】 発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「**発注者支援業務等**」から「**調査設計資料作成業務**」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前(～R1.12)

工事：不可(設計・施工分離原則)

業務：発注者支援業務等は**可** 設計業務等は**不可**

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資するより高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和①(R1.12～)

工事：不可(設計・施工分離原則)

業務：発注者支援業務等は**不可** 設計業務等は**不可**

■透明性を確保し、**他の参加者との公平性**を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在

緩和②(R3.1～)

工事：不可(設計・施工分離原則)

業務：**調査設計資料作成業務**(行政事務補助)は**不可**

設計業務等、その他の発注者支援業務等は**可**

さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

- 発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと
- 業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPIに関するガイドライン」より

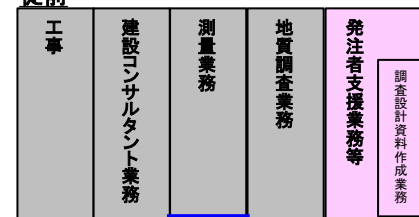
2.7公平中立性

事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、**公平中立性に留意**することが必要である。

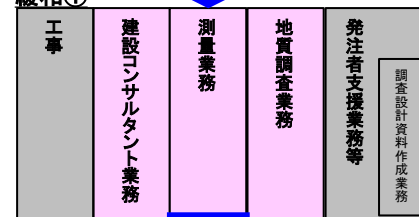
4.2課題・留意事項

事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。

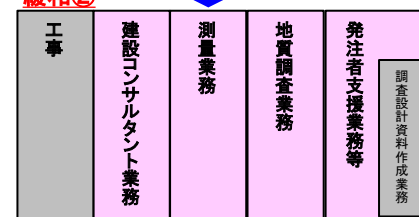
従前



緩和①



緩和②



凡例

受注可
受注不可

発注者支援業務等とは

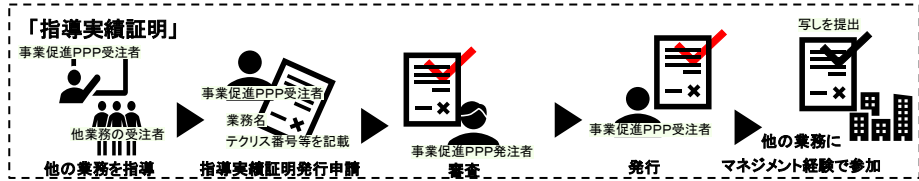
- 発注者支援業務
- 公物管理補助業務
- 用地補償総合技術業務
- 行政事務補助業務
- ※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる
- 工事監督支援業務に準じる業務

1-④継続 指導実績の業務実績認定 -事業促進PPP業務-【R3.8～】

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)
【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
【概要】 **事業促進PPP業務※の管理技術者**で、**同種・類似業務の指導した実績をマネジメント経験として認定**
事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

認定条件 過去10箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務※の管理技術者**の立場で、
同種・類似業務の指導経験がある(事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行)
ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が下記※に定める点数以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価



他の建設コンサルタント業務等に管理(主任)技術者で配置する場合
▼
同種・類似業務の業務実績(マネジメント経験)を有するものとする。

- 【マネジメント経験者の要件】
- ①建設コンサルタント登録規定第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
 - ②地質調査業者登録規定第3条の一に該当する技術管理者
 - ③地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

＋ 現在(R3.8追加)

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に認定

- ①同種・類似業務実績が無い
- ②過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の**管理技術者の立場**で、同種・類似業務を指導した経験(マネジメント経験)を有し、
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が右表青枠の業務成績評価区分の範囲に入る

※ 公示日から過去10年度間に事業促進PPP業務の**管理技術者**の立場で、同種・類似業務を指導した事業促進PPP業務の**業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上の場合に限る。**

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

1-⑤継続 管理(主任)技術者経験の加点評価 -事業促進PPP業務-【R3.8~】

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)

【対象】 プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 **事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、**
「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務」に管理(主任)技術者として配置する場合、
「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で「**部長・事務所長表彰の経験**」と同等に評価する

認定条件 過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務の管理技術者または主任技術者**として携わった実績がある。

ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価

**プロポーザル方式で発注する、
他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合**

▼
「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で
『部長・事務所長表彰の経験』と同等に加点(3点)

※ただし、部長・事務所長表彰を有する場合は、表彰実績で評価

【**加点評価の条件**】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に加点評価

- ①表彰実績が無い(有する場合は表彰実績で評価)
- ②過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の実績がある**
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上

1-⑥ (継続) 適切な地域要件の設定(一部拡充)【R2.8~】

【趣旨】地域企業の育成、確保

【対象】総合評価落札方式を採用し「地域要件」を設定する業務(本店縛りは簡易型が対象)

【概要】「測量業務」の「本店縛り」の適用対象を、「簡易型」で発注する業務※(現地作業あり)」に拡充(原則)

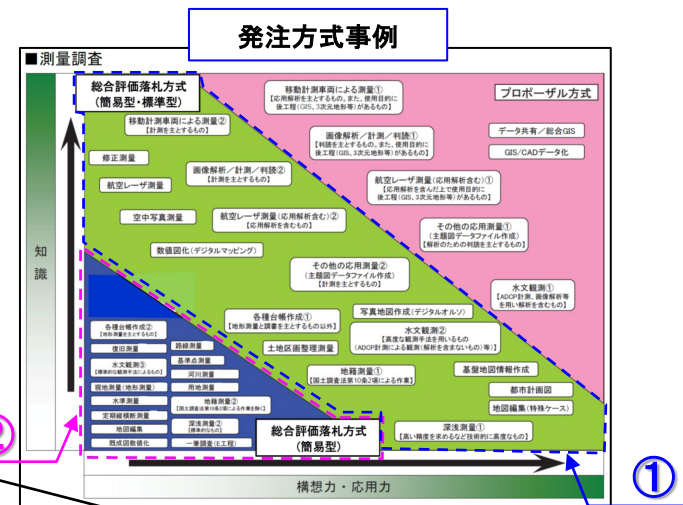
※: 下図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務(業務内容等を勘案し、地域要件設定が適さない場合を除く)

地域要件・本店縛り

- 一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を評価する「地域要件の設定」を試行中(業務の特性、内容等を勘案するとともに、十分な競争性(業務実施可能者数)が確保されるよう設定)
- 本店縛りでは、一定地域内における企業の「本店」の有無を評価
- 本店縛りは、これまで簡易型発注で比較的規模が小さい業務に適用していたが、R2年度からは、測量業務については、規模にかかわらず、右図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務に原則適用

		土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル		
		プロボ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)
見直し(拡充)前	現場なし	×	×	比較的小規模※1 必要に応じて実施
	その他			×
現場あり	比較的小規模※1	×	×	積極的に実施
	その他			×

※1 : 概ね1,500万円以下が目安



		土木コンサル、 測量 地質調査、補償コンサル			測量			
		プロボ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロボ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)※2	総合評価(簡易型)※3
見直し(拡充)後	現場なし	×	×	比較的小規模※1 必要に応じて実施	×	×	必要に応じて実施	必要に応じて実施
	その他			×			×	×
現場あり	比較的小規模※1	×	×	積極的に実施	×	×	積極的に実施	原則適用
	その他			×			×	

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

※2 : 概ね上図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3 : 概ね上図(発注方式事例)の②が適用される業務

現在試行中

1-⑥【継続】適切な地域要件の設定(一部拡充)【R2.8～】

【参考】令和2年度実施方針より抜粋

◎発注方式事例における試行対象業務

凡例 ○:適用
×:適用しない

発注方式事例 簡易型(1:1)	対象		下記の該当する業務は対象外 (実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可)
	現地作業あり	現地作業なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	➢道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】	○	×	➢砂防業務など、現地作業が困難な箇所を航空レーザ・UAV・地上レーザを利用する事例
		×	➢i-constructionの一環として3次元データ取得が必要な事例
水準測量	○	×	
定期縦横断測量	○	×	➢河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例(河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
地図編集	×	×	➢i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例(設計用数値地形図データ作成仕様に準拠)
既成図数値化	×	×	➢GIS等で活用される地図データベースを作成する事例(独自のレイヤ設定や作成手法)
路線測量	○	×	➢交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
		×	➢現地作業が困難な箇所など、地上レーザを利用する事例
基準点測量	○	×	
河川測量	○	×	➢河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例(河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
用地測量	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	➢山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例(リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠)
深淺測量②【標準的なもの】	○	×	➢急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
		×	➢面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査(E工程)	○	×	

「地域要件」の設定と「地域性」の評価

一部拡充

参加資格(地域要件)

○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を参加資格要件とする

〇〇〇に本店がある

〇〇〇に支店・営業所がある

上記以外は指名しない

資格

総合評価落札方式で発注する業務において、十分な競争性が確保できる場合、必要に応じて参加資格要件として設定

評価

総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価

継続

地域性－地理的条件

○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)

〇〇〇に本店がある

〇〇〇に支店・営業所がある

上記以外(加点なし)

新規

地域性－地域貢献度

○指定エリア内における災害活動実績を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)

〇〇事務所(発注事務所)における災害活動実績がある

〇〇事務所(発注事務所)管内災害活動実績がある

関東地整管内における災害活動実績がある

上記以外(加点なし)

- 【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保(災害時の地域担い手確保・育成)
- 【対象】総合評価落札方式(標準型、簡易型)で発注する全業務で選択可とする。
- 【概要】「地域性ー地域貢献度」の評価項目として「災害活動実績の評価」を新規設定 (「地理的条件」の評価は継続)
- ・指定エリア内における災害活動実績を評価
 - ・災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき実施し、『災害活動実績証明書』の交付を受けた災害活動実績(過去5年間)を評価
- (「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)
- ・R3.8より、評価対象を国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大
- 災害活動を証明する資料
- ・関東地方整備局の実績 : 災害活動実績証明書(関東地方整備局の本局、事務所等が発効したもの)
 - ・国の機関、地方公共団体、特殊法人等 : 災害活動実績時の災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写しを必ず添付
- 個別業務の依頼文のみの添付では、当該業務内容が災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない場合があることから、協定書、及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し(協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの)を必ず添付

	地域貢献度	地理的条件【継続】																															
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、総合評価落札方式の「 <u>入札参加者を指名するための基準</u> 」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)	指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を総合評価落札方式の「 <u>入札参加者を指名するための基準</u> 」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)																															
評価内容	<table><tr><th rowspan="2">実績内容</th><th colspan="2">評価ウェイト</th></tr><tr><th>地理的条件なし</th><th>地理的条件あり</th></tr><tr><td>発注事務所における災害活動実績がある</td><td>6</td><td>3</td></tr><tr><td>発注事務所管内を含む都県内に所在地がある事務所等※の災害活動実績※がある</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>関東地整管内における災害活動実績※がある</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>上記以外</td><td colspan="2">加点しない</td></tr></table>	実績内容	評価ウェイト		地理的条件なし	地理的条件あり	発注事務所における災害活動実績がある	6	3	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある事務所等※の災害活動実績※がある	4	2	関東地整管内における災害活動実績※がある	2	1	上記以外	加点しない		<table><tr><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="2">評価ウェイト</th></tr><tr><th>地理的条件なし</th><th>地理的条件あり</th></tr><tr><td>〇〇〇に本店がある</td><td>—</td><td>3</td></tr><tr><td>〇〇〇に支店・営業所がある</td><td>—</td><td>1</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>—</td><td>加点しない</td></tr></table>	所在地	評価ウェイト		地理的条件なし	地理的条件あり	〇〇〇に本店がある	—	3	〇〇〇に支店・営業所がある	—	1	上記以外	—	加点しない
実績内容	評価ウェイト																																
	地理的条件なし	地理的条件あり																															
発注事務所における災害活動実績がある	6	3																															
発注事務所管内を含む都県内に所在地がある事務所等※の災害活動実績※がある	4	2																															
関東地整管内における災害活動実績※がある	2	1																															
上記以外	加点しない																																
所在地	評価ウェイト																																
	地理的条件なし	地理的条件あり																															
〇〇〇に本店がある	—	3																															
〇〇〇に支店・営業所がある	—	1																															
上記以外	—	加点しない																															
対象	原則、総合評価落札方式で発注される全業務(選択可)	総合評価落札方式で発注され、現場作業(現地踏査等を除く)がある業務																															

※: 関東地整の本局・事務所等、国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等 の実績

1-⑧継続 若手技術者の活用を評価【H27.8～】

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】管理(主任)技術者の資格・実績評価における「同種・類似業務の実績」の配点割合を低減させ、技術者に若手を配置した場合に加点評価。(H27.8公示より適用)

H30.8以降公示の業務より、若手技術者の対象年齢を35歳以下から40歳以下に引き上げて運用を開始

- ・ 管理(主任)技術者の「業務実績」の配点割合を低減し、「若手技術者の配置」へ割振り
- ・ 企業は通常どおりの配点割合

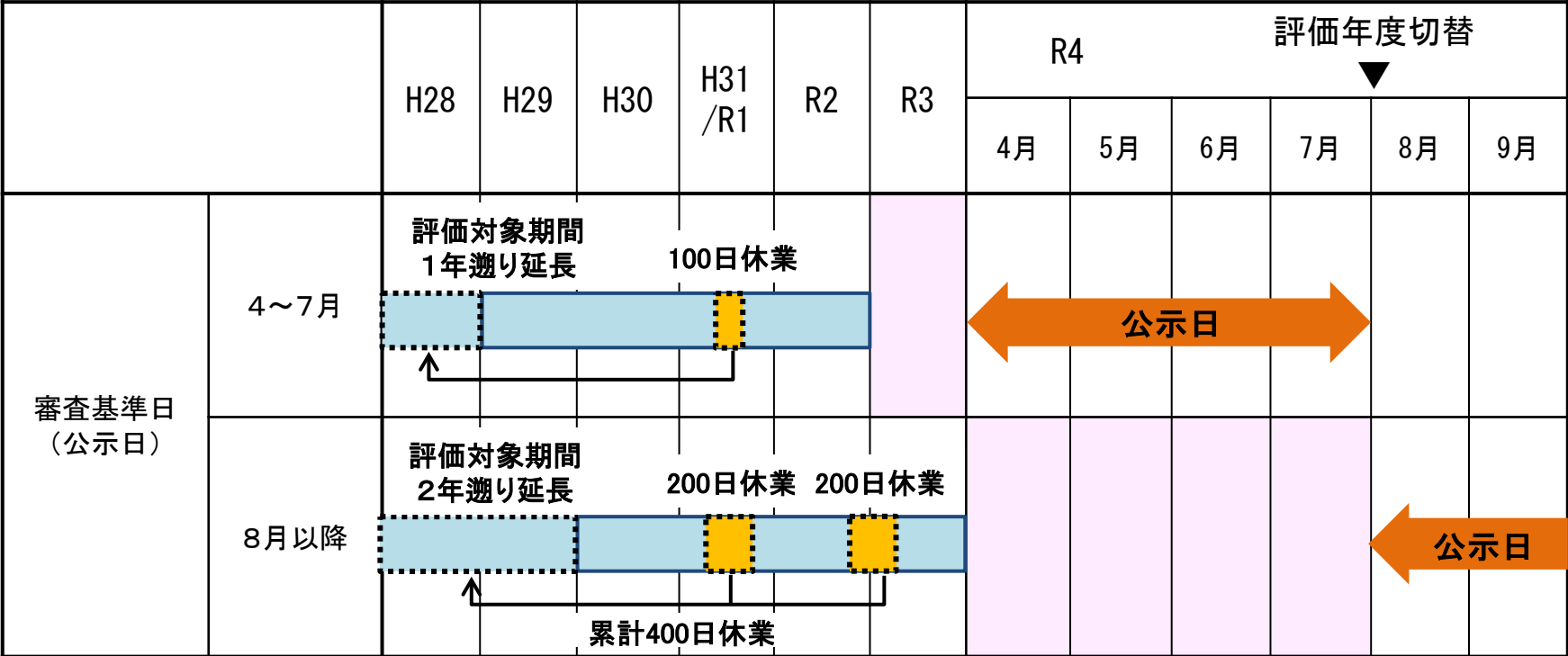
資格・実績評価の配点
指名段階における管理技術者の配点

評 価 項 目		配 点	
		通常	試行
資格・実績	技術者資格	4	4
	CPDの取得状況	1	1
	同種・類似業務の実績	10	5
成績・表彰	業務成績	30	30
	優良業務表彰等	5	5
若手技術者の配置		—	5
計		50	50

(例：土木コンサル業務、地質調査業務)

- 【趣旨】WLBへの配慮、女性技術者等の活躍支援
- 【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務
対象となる休業:「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」
- 【概要】配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長(H28.8公示より適用)

■業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4箇年)の例



2-① 分離発注の徹底

【趣旨】担い手の育成・確保

【対象】測量、地質調査、設計等の業務

【概要】業種区分に応じた分離発注を原則とする。

やむを得ず複合業務とする場合は設計共同体(異業種JV)を資格要件とするなど競争環境を確保する。

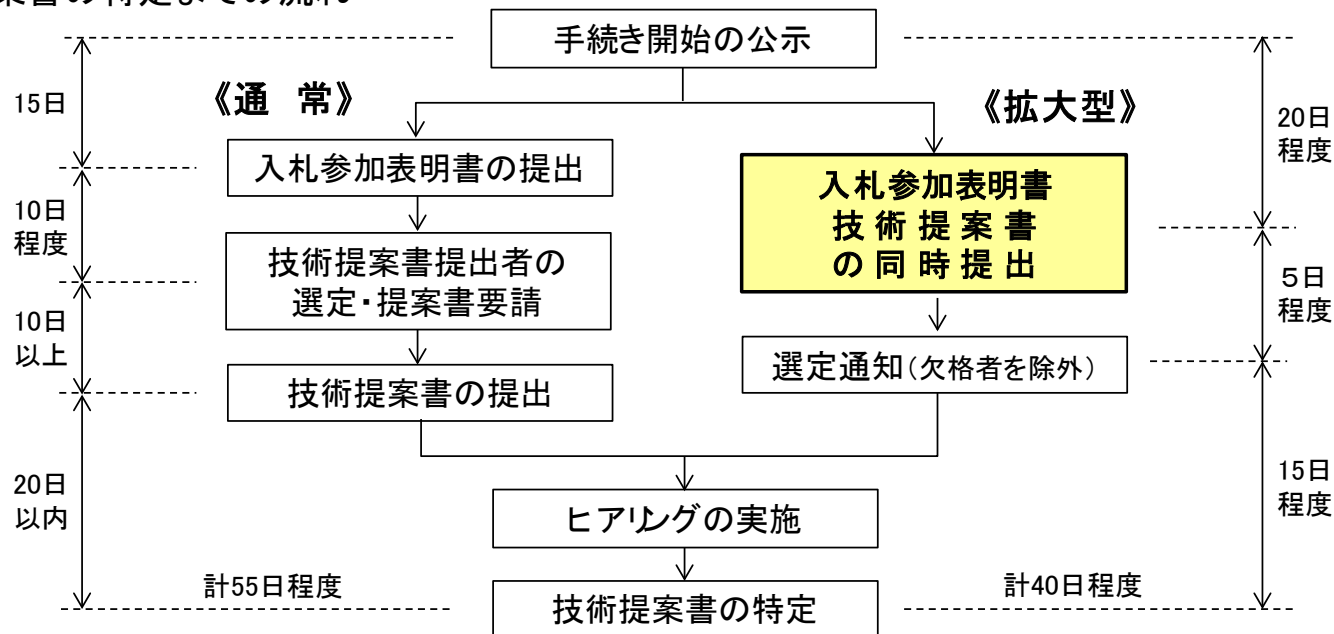
2-② 拡大型プロポーザル方式の導入

【趣旨】品質向上

【対象】簡易公募型プロポーザル方式(準ずる含む)で発注する業務

【概要】幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上が望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。(H25.10公示より適用)

■ 技術提案書の特定までの流れ

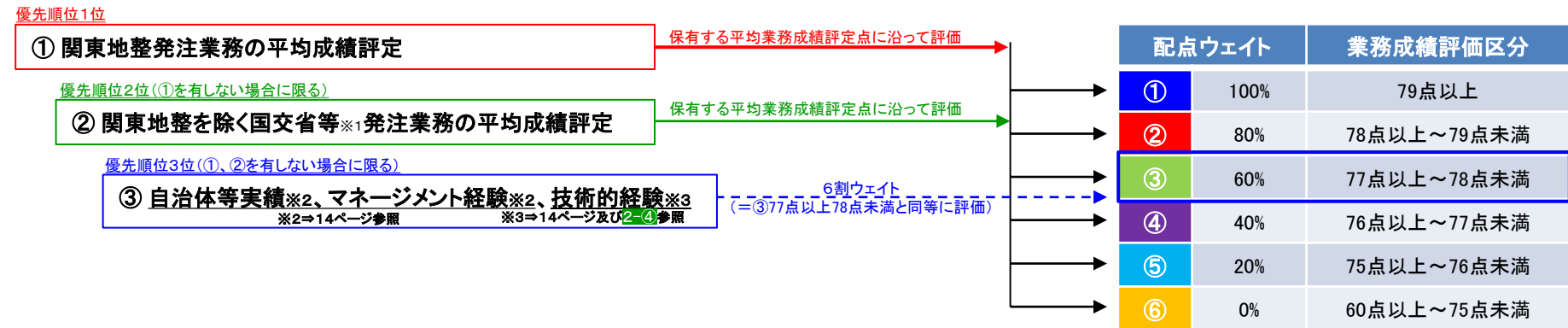


2-③継続 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】

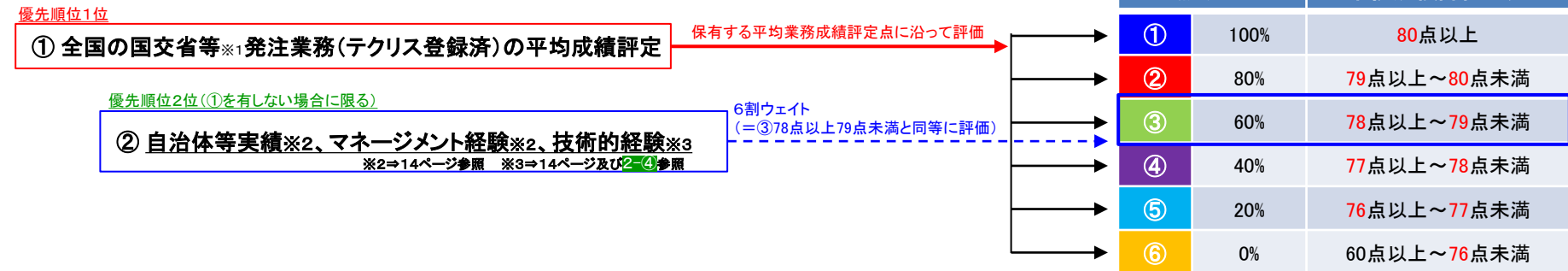
業務成績評点の評価基準

- 【趣旨】 全国統一的な評価、技術力による選定
- 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
- 【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価に見直し

これまで(R3. 7末まで)



現在(R3. 8から適用)



※評価区分については、次頁参照

※1 国交省等：国土交通省地方整備局等(北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、国土交通省本省内部を除く、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港関係を除く))

2-③継続 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】

◆ 業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】

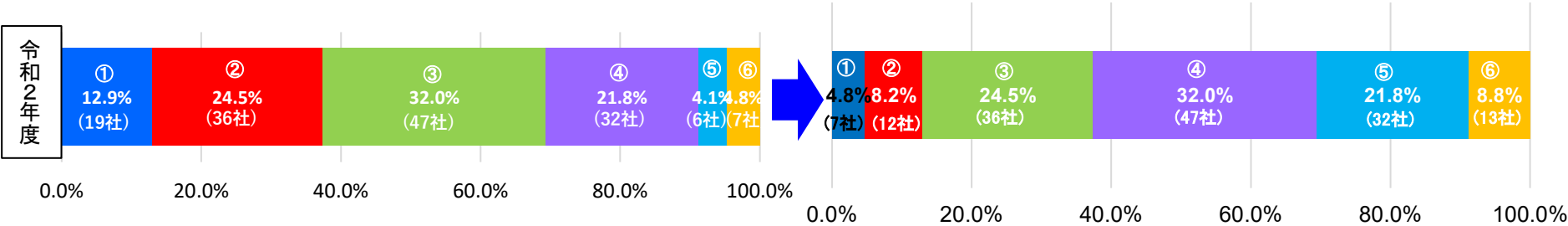
- 【趣旨】業務成績評点の評価基準見直しを受けた評価区分の適正化
- 【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
- 【概要】関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化をはかる

土木コンサル・地質・測量

※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和3年度企業評価のグラフは令和2年度企業平均点（H30・R1年度完了業務）のデータを元に整理
※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

令和3年7月まで			現在（令和3年8月から適用）		
配点ウェイト	業務成績評価区分		配点ウェイト	業務成績評価区分	
① 100%	79点以上		① 100%	80点以上	
② 80%	78点以上～79点未満		② 80%	79点以上～80点未満	
③ 60%	77点以上～78点未満		③ 60%	78点以上～79点未満	
④ 40%	76点以上～77点未満		④ 40%	77点以上～78点未満	
⑤ 20%	75点以上～76点未満		⑤ 20%	76点以上～77点未満	
⑥ 0%	60点以上～75点未満		⑥ 0%	60点以上～76点未満	

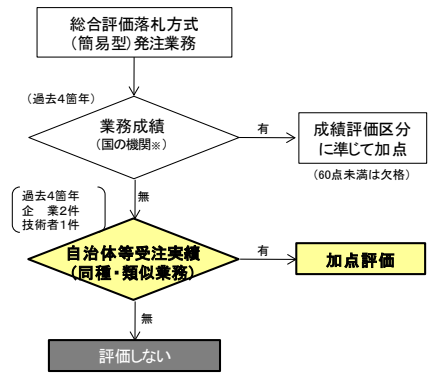
評価区分を
1点ずつUP



2-③継続 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】

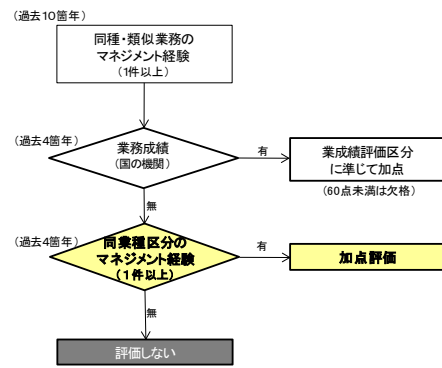
自治体等からの受注実績の評価

- 企業・技術者ともに国の機関※1発注業務の同種・類似業務実績を有さず、
関東地整管内の自治体等発注業務の実績を有する場合は業務実績として認める(H23より適用)
(過去4箇年に企業2件※2、技術者1件※3以上)
- 発注業務と同業種区分の業務成績(過去4箇年)を有していない場合でも、上記受注実績が確認できれば、
総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務の「業務成績」の評価において加点(港湾空港、建築コンを除く)
※1 国の機関：関東地整を除く本省内部を除く国土交通省(国土地理院、国総研等を含む)、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港を除く)
※2 同一の自治体等の発注業務であること
※3 企業実績と同一の自治体等の発注業務であること
※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照



マネジメント経験の実績を評価

- 発注業務の同種・類似業務のマネジメント経験※5を
同種・類似業務実績として認め、入札参加が可能。
- 国の機関の業務成績(過去4箇年)を有していない場合、
過去4箇年に発注業務と同業種区分の業務を1件以上
マネジメントした経験を有する場合は「業務成績」の
評価において加点する。



※5 マネジメント経験者
以下のいずれかの立場で、同種・類似業務のマネジメント経験がある者

- ① 建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

業務実績要件の緩和(試行)における技術的経験

- 業務実績要件の緩和(試行)：「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案内容を裏付ける『技術的経験』を求める試行
- 企業、配置予定技術者が業務成績を有さないが、「技術的経験」を有することを確認できた場合に「業務成績」の評価において加点。
- 「技術的経験」とは
 - ◆企業の技術的経験
技術提案書の提出者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、
②の研究機関との研究において活用した実績。
 - ◆配置予定技術者(管理技術者)の技術的経験
配置予定技術者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、
②の研究機関との研究において活用した実績、②の研究機関で研究を行った実績。(技術的経験の業務内容が本業務と同様であることは要さない)
- ※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照

2-③継続 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】

優良業務表彰等の評価基準

- 【趣旨】 全国統一的な評価、海外実績、業務のマネジメント力など高い技術力を有する企業・技術者の参加機会拡大
- 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
- 【概要】 ◆プロポーザルは「全国実績」で評価、総合評価は「関東地整実績」で評価
- ◆海外インフラプロジェクト業務表彰の評価
- ⇒大臣表彰は「局長」表彰、大臣奨励賞は「部長・事務所長」表彰と同等に評価
- ◆事業促進PPP業務における管理(主任)技術者の経験を「部長・事務所長」表彰と同等に評価※1、※2、※3

これまで(R3. 7末まで)

企業		配点	
① 関東地整発注業務における局長表彰の経験	→	①	5点
② 関東地整発注業務における部長・事務所長表彰の経験 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務表彰の経験	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

技術者		配点	
① 関東地整発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	→	①	5点
② 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

※5、※6

- ※1 1-③参照
- ※2 プロポーザル方式で発注される業務に限る
- ※3 過去4年度十公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者として携わった実績がある。
ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合に限る
- ※4 優秀技術者表彰経験又は優良業務表彰を受けた業務に携わったことをデクリスで確認できる場合に評価
- ※5 2-②参照
- ※6 R3.4.1から新基準適用(R3.8)までの間は、大臣表彰を①、大臣奨励賞を②で評価する

現在(R3. 8から適用)

企業		配点	
① 局長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	→	①	5点
② 部長・事務所長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

技術者		配点	
① ・局長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣表彰※5	→	①	5点
② ・部長・事務所長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣奨励賞※5 ・過去4年度間の事業促進PPP業務における管理・主任技術者の経験※1、※2、※3	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

2-④継続 業務実績の評価対象期間の見直し【H28.4～】

【趣旨】「履行期限の平準化」の取組み推進(繰越制度の活用等)等への対応

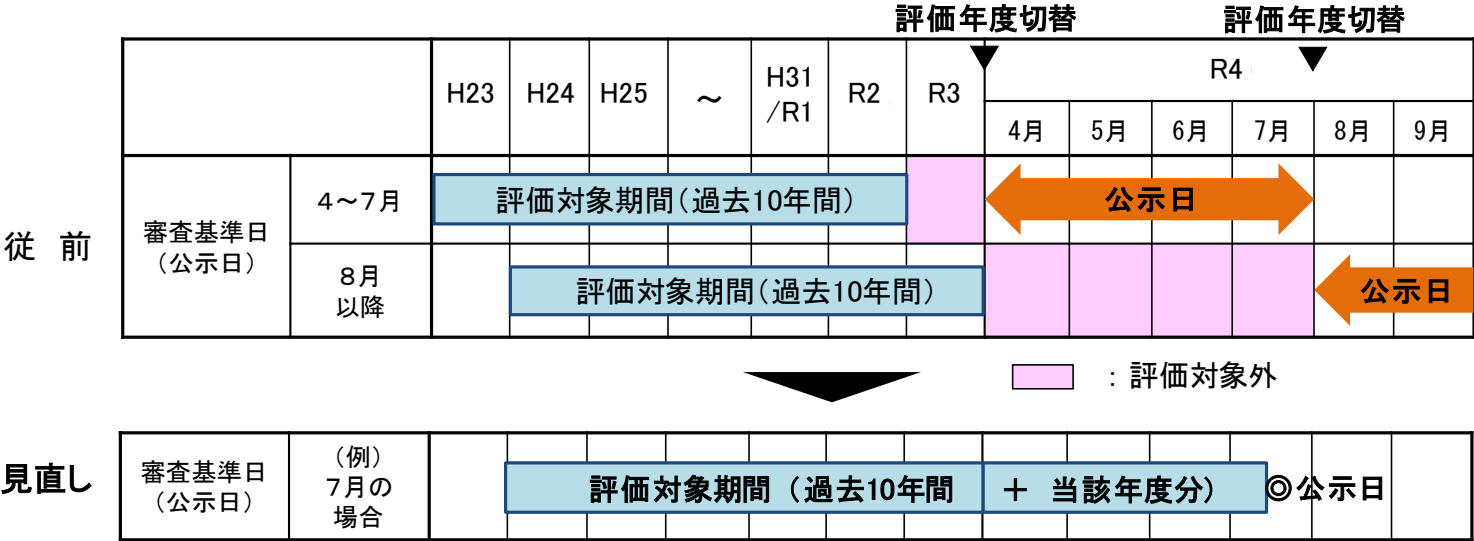
【対象】同種・類似業務実績を求める業務

【概要】○評価年度の切替を4月とし、過去10年＋当該年度の審査基準日(公示日)までに完了した業務が対象となるよう見直し(H28.4公示より適用)

○評価対象期間内に出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合は、所定の期間を延長

(1-⑤) 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)を適用)

■同種・類似業務の実績評価対象期間



2-⑤継続 業務実績要件の緩和【R2.4～】

- 【趣旨】実績が少ない分野の業務における、より高い技術力を有する企業の参加促進
- 【対象】実績が少ない分野の業務（プロポーザル方式・拡大型）
- 【概要】先進的な内容など関東地方整備局等の実績が少ない業務において、同種・類似業務実績を求めることで、参加者を過度に制限し、より高い技術力を有する企業を排除する可能性がある場合などに、同種・類似業務実績を求めない試行を実施。
- 特定テーマの「技術提案」と併せて、実現性確認の参考となる事例（技術的経験）を求める。
 - ⇒研究実績、役務、自治体実績でも可
 - ⇒技術提案内容を裏付ける技術的経験を、参加者が選定して申請
 - 業務成績が無い場合は、「技術的経験」があれば規定に基づき評価（2-①参照）
 - ※より高い評価の業務成績を有している場合は、高い評価を採用

・業務の実績方針

・実績の概要

（様式-8）

・特定テーマに対する技術提案

特定テーマ：○○○○○○○○

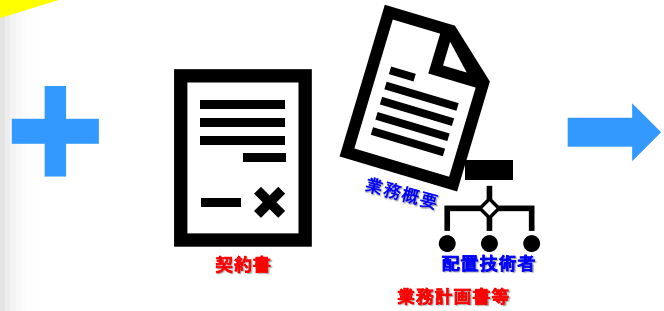
・その他「得意な代替案、得意事業の」

・工程計画

注1：業務の実績方針、実績概要の概要欄には、注2～注4の記載事項を明瞭に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。

注2：文字サイズは、10ポイント以上とすること。（概念図、出典の明示できる図表、既往成果等は除く）

- 業務の技術提案内容履行のために必要となる「技術内容」と「活用事例（技術的経験）」
- 当該業務への「技術内容」の活用方法を技術提案書に記載



「技術的経験」の確認資料

- 「技術的経験」が確認できた場合
 - ⇒技術提案内容を評価
 - ⇒業務成績を有しない場合は、6割ウェイトで評価
 - ※より評価が高い業務成績を有する場合は高い評価を採用
- 「技術的経験」が確認できない場合
- 「技術的経験」が技術提案内容の実現性を示していないことが明らかな場合
 - ⇒特定しない

技術提案書

2-⑥継続 海外インフラプロジェクト実績認定・表彰の評価【R3.4～】

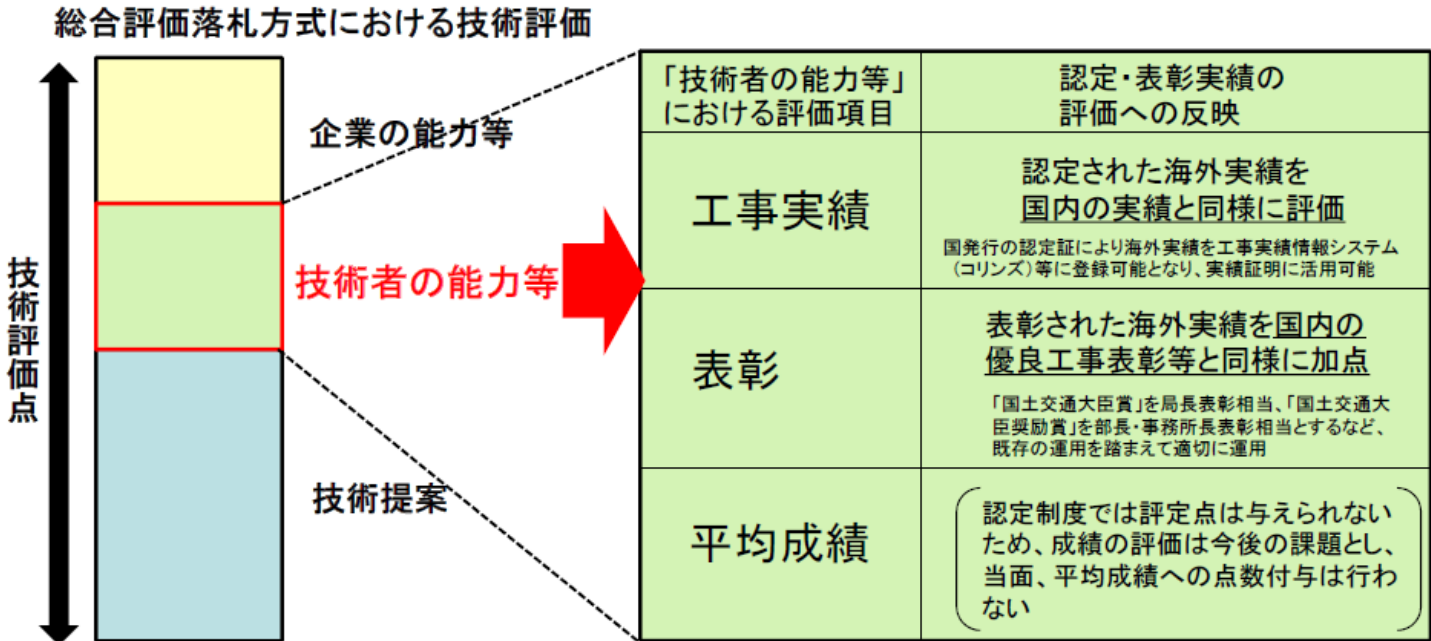
- 【趣旨】 海外進出や国内外の技術者の相互活用促進
- 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
- 【概要】 ・海外インフラプロジェクト技術者認定を受けた同種・類似業務を実績と認める
・海外インフラプロジェクト表彰を受賞した技術者を、配置予定技術者の優良表彰の評価において加点評価

認定・表彰された実績の直轄工事・業務における評価

参考 国土交通省

- 本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を令和3年4月1日以降に入札契約手続を開始する直轄工事・業務の入札・契約から評価に活用。
- 認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良工事表彰等と同等に加点評価。
- 直轄工事等で海外工事等の実績が国内実績と同様に評価されることで、技術者が海外で活躍できる環境を整備。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)



※工事の「技術提案評価型」の場合の例

※国土交通省 記者発表資料「国内工事等の入札契約手続において海外工事等の実績の評価を始めます」(令和3年3月11日)より抜粋

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度について

目的

○今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

対象となる工事・業務

以下の海外建設工事又は業務の従事経験を有する本邦企業等に所属等する技術者※

【工事部門】

①発注者：外国政府/政府機関に準ずる法人(高速道路、鉄道、空港、電力に関する特殊法人、公社、公益法人、公益民間企業等を想定)、海外建設工事に関するBOTその他PPP形式の事業における特定目的会社、国際機関、日本政府又は政府関係機関

②受注者(JVの構成員を含む、ただし元請けに限る)：本邦法人またはその海外現地法人
である海外建設工事(道路、河川、港湾、鉄道、空港、建築等)に従事した技術者(過去10年の実績)

【業務部門】

①発注者：上記に同じ

②受注者：上記に同じ

である建設関連業務(道路、河川、港湾、鉄道、空港、建築等の調査、詳細設計、施工監理)に従事した技術者(過去10年の実績)

<国内における調査等のみをその内容とする業務は含まない>

※重要な部分を担当した技術者を対象とし、一時的なサポート等の応援業務を含まない。

実績認定・表彰手続

【実績認定】

○申請書類の内容を関係機関と連携して確認し、海外で従事した実績として国土交通省が認定※

※技術者が所属する企業等(海外関連会社の場合国内親会社)が申請。

【表彰】

○応募技術者が従事した海外の工事・業務における技術力・創意工夫・貢献度等を評価し、特に優秀な者について表彰(大臣賞)

- ・マネジメントに果たした役割、成果
 - ・直面した技術的な課題と対応
 - ・関係機関協議・調整での困難性、工夫して対処、解決した点
 - ・その他外部からの評価からの視点
- 等を評価

○「海外インフラプロジェクト技術者評価委員会」を設置し、制度の検討や受賞者の選考を実施

⇒実績・表彰のコリンズ・テクリス等への登録が可能となり、国内工事・業務への門戸開放。

スケジュール

- | | |
|-------------|---------------------|
| ○R3年 6月28日 | 第1回委員会開催 |
| ○R3年 8月20日 | 第2回委員会開催、8月31日 募集開始 |
| ○R3年 12月24日 | 第3回委員会開催、受賞者選考 |
| ○R4年 1月31日 | 第4回委員会開催、2月末 認定証発行 |
| ○R4年 3月末 | 表彰式 |

2-⑦継続 手持ち業務量(金額上限)の見直し【R3.4~】

- 【趣旨】 品質確保のため、より高い技術力を有する技術者の参加機会の確保(手持ち業務量による受注制限を改善)働き方改革等への配慮から、件数は変更せず、状況の変化※のみを考慮

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 配置予定管理(主任)技術者の手持ち業務量の金額上限見直し
- 適用
令和3年4月1日以降に契約手続きを開始する業務。

【参考】手持ち業務量の緩和

国土交通省

- 建設コンサルタント業務等は、管理技術者等が個々の業務の担当技術者を統括して、複数の業務を同時進行で実施することが通常
- 業務量の集中、労働条件の悪化等による業務成果品の品質低下を防ぐため、手持ち業務量を設定

建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について
建設省厚契発第43号平成12年12月6日

(略)

4) 業務実施上の条件

① 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする

- ・ 手持ち業務量
平成〇年〇月〇日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)

管理技術者: 全ての手持ち業務の契約金額合計が〇円未満かつ手持ち業務の件数が〇件未満である者

(略)

【注:「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。】

【注:「〇円」は4億円程度、「〇件」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】

(以下略)

【状況の変化】

<新たな業種の発生>

- ・ 事業促進PPPの導入・拡大(H24から導入)
- ・ 当該業務の契約金額は概ね120百万円/件

<契約額の変化>

- ・ 当時は平均契約額を4,000万円/件を想定と史料
- ・ R1年度完了業務の平均は約4,500万円/件

発注ロットの変化等が原因と史料

↓

- ・ 手持ちの金額が、上限に達しやすくなっており、災害復旧等、緊急時への対応に支障が生じる懸念が有
- ・ 新たな業種の発生や契約額の変化・物価の変動等を考慮した上で、手持ち金額を緩和すべきではないか

入札説明書 共通事項
配置予定技術者に対する要件
管理(主任)技術者

ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が4億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満
であることを標準とする。
(以下略)



ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が5億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満
であることを標準とする。
(以下略)

※手持ち業務の中に低入札契約が含まれている場合は、2.5億円、5件未満に変更。

◆入札説明書等の記載の簡素化

- 【趣旨】入札参加にかかる作業(受注者)、評価作業(発注者)の負担軽減 等
- 【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
- 【概要】・入札説明書等の記載内容見直し・共通事項のホームページ掲載
- ・指名選定時等の評価方法見直し・参加表明書添付資料の簡素化
 - ・総合評価落札方式(簡易型)の、技術提案書記載内容の見直し・過剰記載の抑制(H27.8～)
 - ・実施方針における評価ポイントの明確化(H28.8～)

■技術提案書の記載内容

項 目	従 前	試 行
実施方針	・業務を実施する上での着目点を抽出し、それを踏まえた実施方針、品質管理等について記載。 ※着眼点は複数記載可	・発注者が提示する、 成果の品質に関わる事項 業務のクリティカルパス 等 における課題(留意点)とその理由及び具体的な対応方針を記載。 ※課題は最も重要と考えられる1項目を記載。
実施手順	業務実施手順を示す実施フローを記載。	従前通り。
工 程 表	業務量の把握状況を示す工程計画を記載。	従前通り。
そ の 他	有益な代替案、重要な指摘事項について記載。	—

◆入札公告資料の合理化 (R2.4から試行)

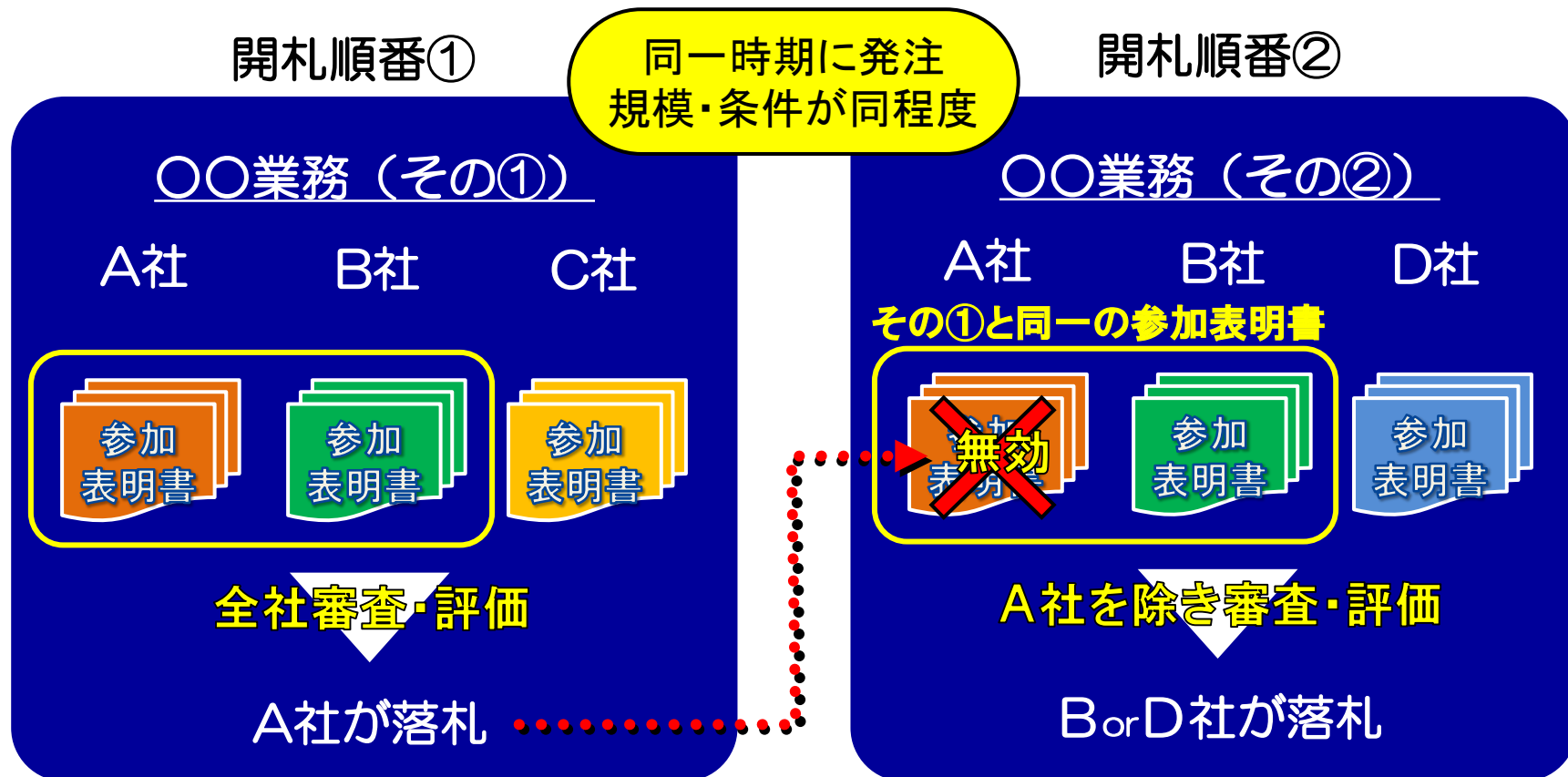
- 趣旨)事務負担の軽減、記載ミスの防止
- 対象)プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
- 概要)入札説明書(個別)等に記載されている資格要件や参加表明書の提出期限などの必要事項を定型様式にとりまとめ、入札説明書(個別)に添付。
- 受注者の業務内容確認作業の負担の軽減、発注者の条件設定のミス防止をはかる

3-③継続 一括審査方式の導入【H28.8～】

【趣旨】受注者の入札参加にかかる作業負担軽減 等

【対象】総合評価落札方式で発注する業務のうち、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くないもの
(例えば災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等)

【概要】・同一時期発注の規模、条件が同程度の複数業務に、同一の参加表明書での参加を認め、評価する方式。
・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定(同じ管理技術者での重複受注は認めない)



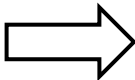
3-④継続 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【H27～】

【趣旨】受・発注者の負担軽減
【対象】総合評価落札方式(標準型(1:3))で発注する業務
【概要】評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視する評価方法。
H27年度から詳細設計等の業務に限定して適用。活用促進を図るため、通常の標準型との使い分けを
個々の業務特性に応じ判断できるよう見直し(試行対象を全業務に拡大)
更なる事務負担軽減のため、ヒアリングを省略。(H29.4～)

これまで

■対象業務

- 河川事業：堤防・護岸設計
- 道路事業：道路予備・詳細設計
 構造物予備・詳細・補修設計



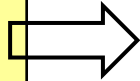
更なる簡素化

通常の標準型との使い分けを
個々の業務特性に応じ判断
(試行対象を全業務に拡大)

■技術点算出のための評価項目・ウェイト

※()：配点

評価項目		予定技術者		技術提案		ヒアリング
		資格・実績	成績・表彰	実施方針	評価テーマ	
評価のウェイト	標準型 (1:3)	25%(50)		75%(150)		有
		10% (20)	15% (30)	25% (50)	50% (100)	
	技術者評価 【試行】	50%(100)		50%(100)		有
		10% (20)	40% (80)	50% (100)	無	



ヒアリング省略

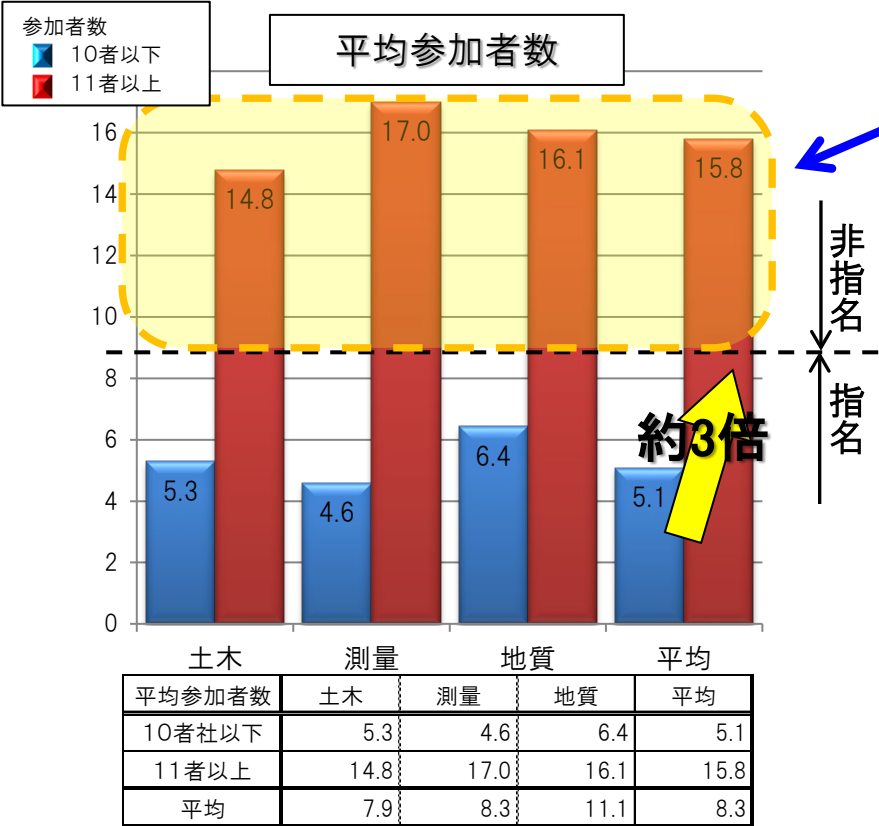
3-⑤継続 簡易な参加表明書を用いた審査の導入【H30. 8～】

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式（総合評価型）で発注する業務

【概要】「簡易な参加表明書」により、非指名と想定される者をより分けることにより、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

また、参加表明書の様式をExcel形式にまとめ、参加表明書作成の作業が効率的に行える仕組みを構築し、参加者の事務負担の軽減を図る。（H30.8公示より適用）



10者以下の参加表明があった業務では平均参加者数は5者程度。対して11者以上の参加表明の場合は、15者程度と3倍になっている。

指名されない者の参加表明書も詳細に評価しており、多大な事務負担となっている。

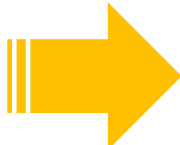
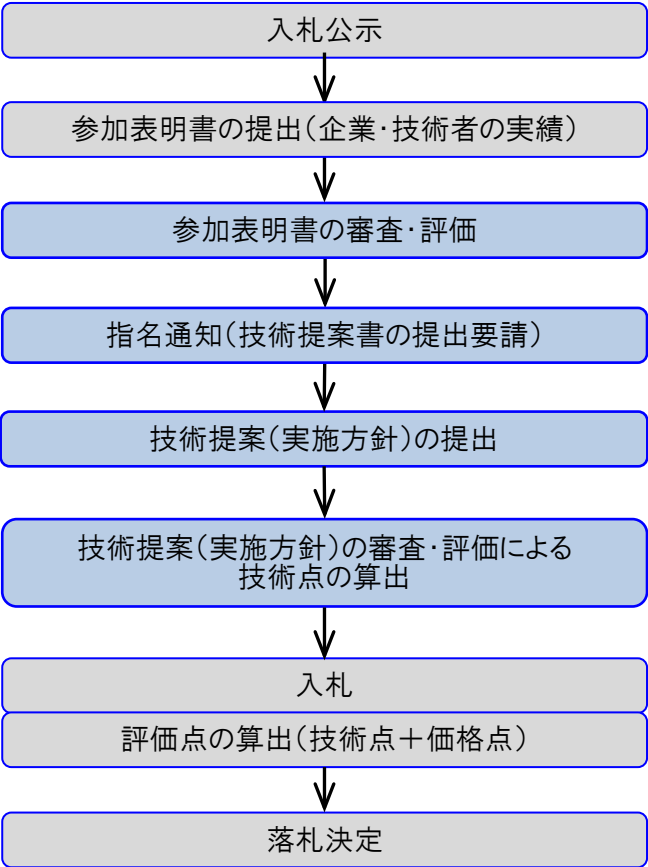
非指名と想定される者の審査・評価を効率的に進め、事務負担の軽減を図る。

「予算決算及び会計令」に基づき、10者を指名（最下位順位で同点の者が複数いる場合は10者を超えて指名）

3-⑥継続 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)【R1.8～】

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減
【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する一部業務
【概要】参加表明書と技術提案書(実施計画書)の提出を同時に求め、実施能力の確認と参加表明書による技術評価を行い、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。
技術提案書(実施計画書)の記載は簡素化し、受注者の資料作成の負担軽減を図る。
試行対象業務は当面「水質調査業務」「交通量調査業務」「点検業務」とする。

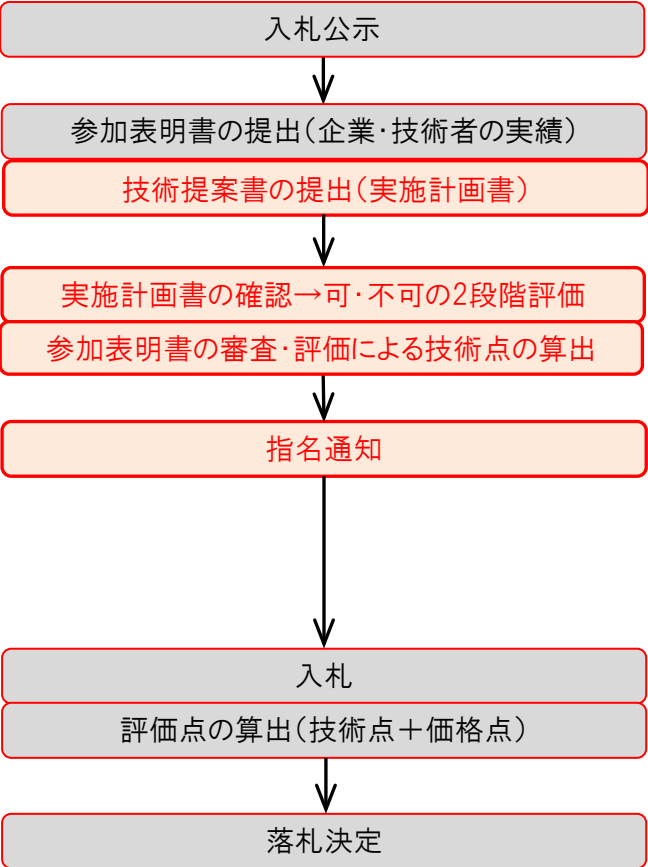
【指名競争】総合評価落札方式の実施手順



2段階審査を
1段階審査へ

手続き期間の
短縮

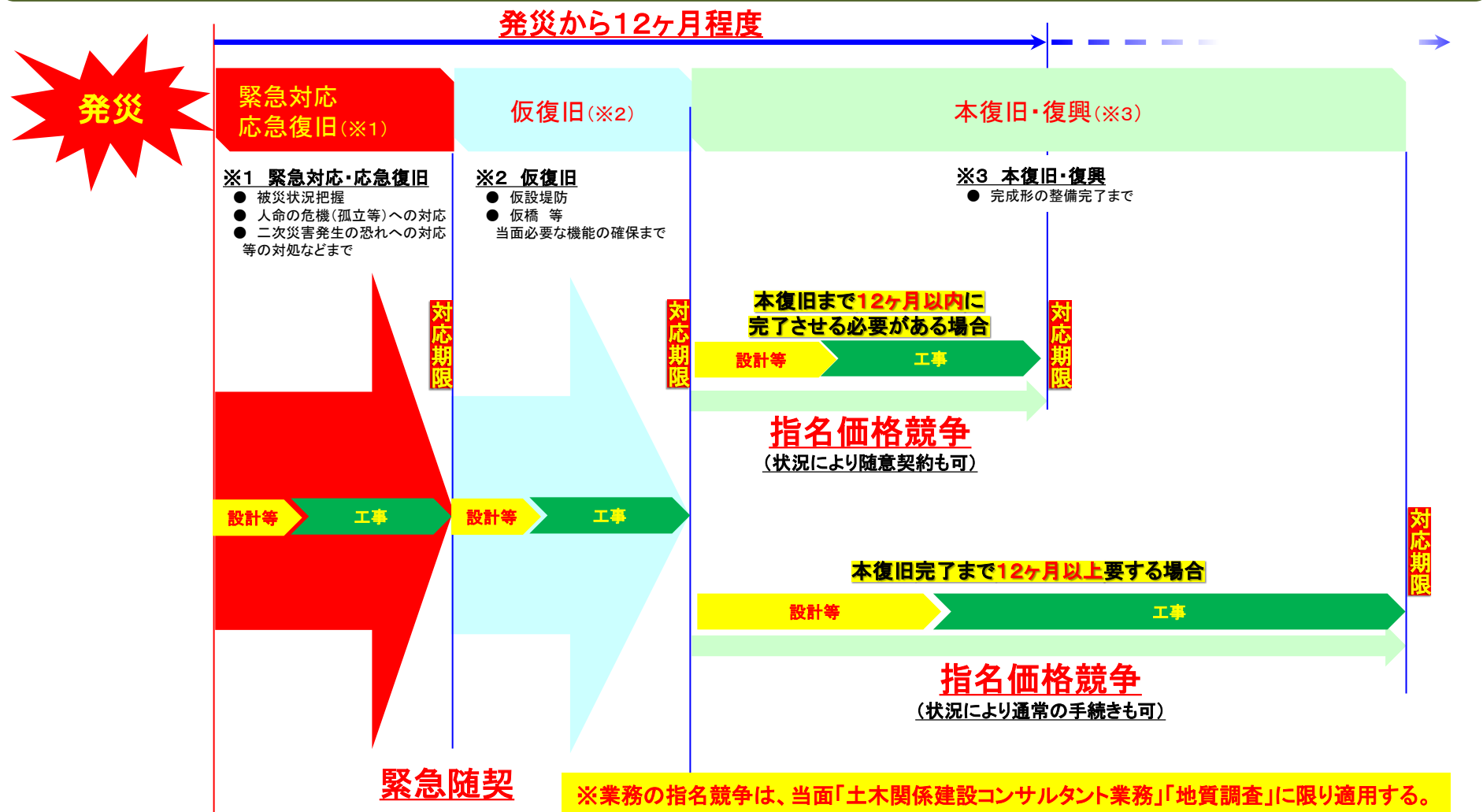
【指名競争】総合評価落札方式(実施能力評価型)の実施手順



3-⑦継続

災害対応における随意契約、通常指名競争の活用【R2.4～】

- 【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保
- 【対象】災害復旧等関連の業務（※当面「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査」に限り適用）
- 【概要】迅速な体制確保のため、災害復旧等関連業務に、随意契約、通常指名競争を積極的に活用



3-⑧継続

-資料閲覧の効率化- クラウドを活用した資料閲覧【R2.9～】

【趣旨】 働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた再改善（感染症拡大防止効果も期待）

【対象】 資料閲覧を行う全業務（原則）

【概要】 過年度成果等の資料閲覧時に、クラウドを介した電子成果品の一時コピーを認めることで、発注事務所等へ移動せずに、自社において資料閲覧を行える方式に改善。

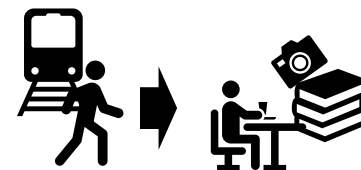
資料閲覧方法の変遷

従来①（～R2.3まで）

- 発注機関（事務所等）で、時間内（2時間/1社）に閲覧
- 紙ベースの成果品を閲覧（複写等は認めていない）
- 成果品の写真撮影は可

課題

- 参加者の負担が大きい
（手間、時間、移動 etc）

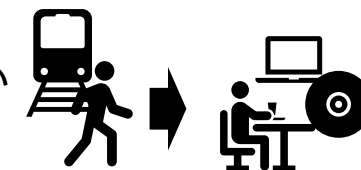


従来②（R2.4～R2.8まで）

- 紙ベースの成果品の閲覧と併せて、電子成果品による閲覧可
- 電子成果品データ等の一時複製を許可

課題

- 参加者の負担が大きい
（移動 etc）



現行（新試行：R2.9～）

- **クラウドを活用した電子成果品データ等の一時DL、閲覧を可とする。**※電子データが無い資料を除く
- **従来FAXで行っていた閲覧申請をメール申請に改善。誓約書もメール提出可。（R2.12～改善）**

期待される効果

主に受注者側の働き方改革に寄与

- 閲覧会場への移動が不要（自社でDL、一時複製、閲覧が可能） etc

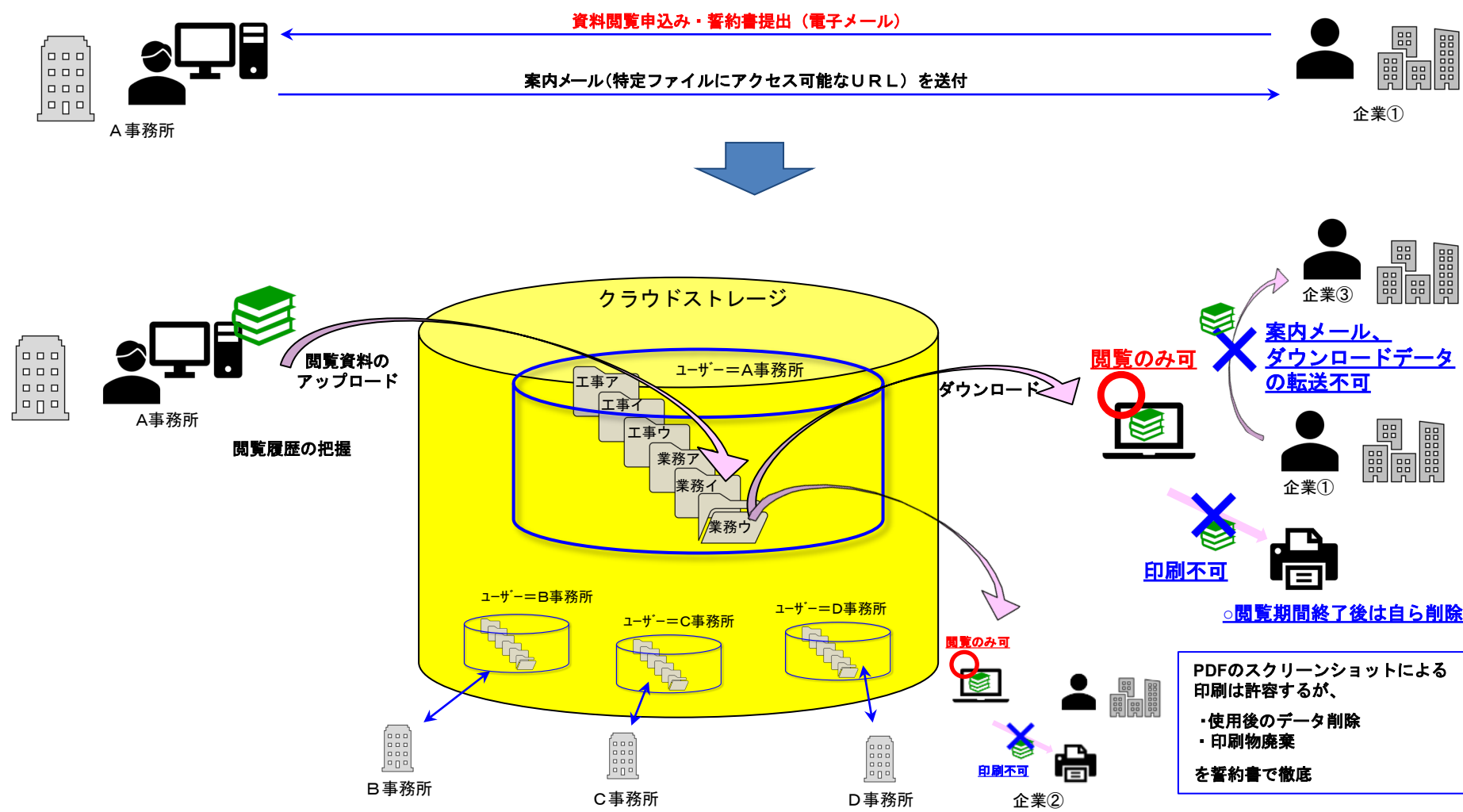


留意事項（従来②と同様）

- 電子データの取扱い（セキュリティ対策）として、誓約書提出を義務づけ
- 電子成果品が無い（電子成果品以前の業務成果など）場合は、従前通りの閲覧（紙成果）で実施

3-⑧ 継続

-資料閲覧の効率化- クラウドを活用した資料閲覧【R2.9~】



3-⑨継続

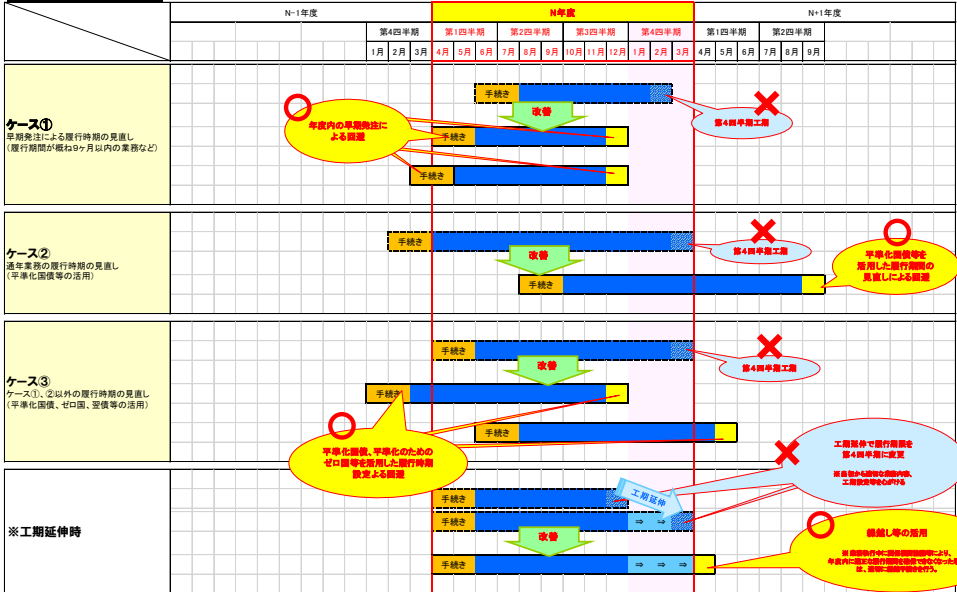
業務履行期限の平準化(地域平準化率)の推進【R2～】

- 【趣旨】働き方改革・WLBの推進支援、担い手育成・確保
- 【対象】100万円以上の業務(測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務・営繕業務)
- 【概要】早期発注、国債・翌債等を活用し、3月に集中している納期の山を他の期間に分散させる業務サイクルに見直し

履行期限の平準化

- 3月に集中している納期の山を他の期間に分散
- 年内納期とする早期発注、国債・翌債の活用等で、適正な履行期間を確保した上で計画的な業務発注に努める
- 中長期的には上半期50%、下半期50%を目指す(当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率)
- R2年度の目標として以下の数値を四半期毎に履行期限を迎える業務件数の比率の目安とし達成に努める。(年度毎に別途目標値を設定)
- 第1四半期 10%以上、第2四半期 10%以上、第3四半期 15%以上、第4四半期 65%以下
- 業務執行中に関係機関協議等により、年度内に適正な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に繰越手続きを行う。
- ⇒ 国や地方公共団体等の発注者が自らの取り組み状況を客観的に把握するため、
- 第4四半期の履行期限について、別途設定する全国統一指標に基づき調査を行い、その結果をとりまとめ、発注者協議会等で公表(次頁参照)

■対応方針のイメージ



R2年度の平準化実施状況(3業種)

	目標	実施
第1四半期	10%以上	6.4%
第2四半期	10%以上	6.4%
第3四半期	15%以上	5.1%
第4四半期	65%以下	52.0%
次年度繰り越し		30.1%

(参考)業務サイクル見直しのイメージ		N-1年度		当該年度(N年度)		N+1年度	
		前期		前期		前期	
単年度(工事上半期発注パターン)	発注			○発注 → ○発注	→ ○納品		
	工事				→ ○納品		
国債(工事下半期発注パターン)	発注	○発注	→ ○発注	→ ○納品			
	工事				→ ○納品		

○国債工事による先行して実施する設計業務(測量・地質調査等を含む)に、ゼロ国債、2ヶ年国債(平準化国債)を活用し、更なる業務サイクルの見直しを検討

3-⑨継続 業務履行期限の平準化(地域平準化率)の推進【R2～】

地域平準化率(履行期限の分散)

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する「新・全国統一指標」

- 改正品確法の理念を実現するため全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値を決定
- 発注業務の第4四半期履行期限設定割合 である『地域平準化率(履行期限の分散)』を全国指標として設定

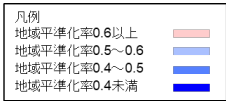
★ R6年度の目標値 を『0.5以下』に設定

(「関東ブロック:国等・都道府県・政令市」および「関東地方整備局」)

※関東ブロックの目標値は関東ブロック発注者協議会にて設定、県域の目標値は各都県の分科会等にて設定するとともに、各発注機関が自ら目標値を設定
※指標については毎年フォローアップを実施し、公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保に取り組む

【参考】全国統一指標の令和2年度調査結果について【都県域】

地域平準化率【業務】 (第4四半期履行期限設定割合)

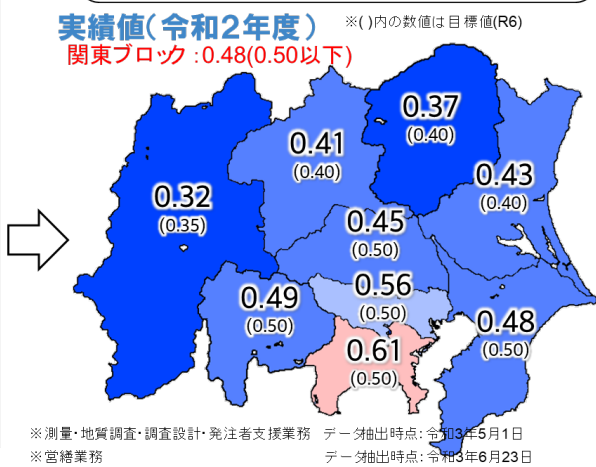
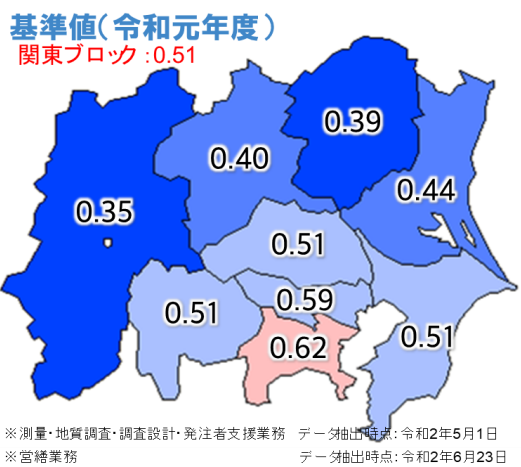


地域平準化率(件数) = $\frac{\text{(第4四半期[1～3月]に完了する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録されたデータをもとに算出
対象：契約金額100万円以上の業務

営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータをもとに算出

稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む)
※都県域単位:各都県管内の都県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出
※ブロック単位は国等の発注機関を含めて算出



地域平準化率	
定義	発注業務の第4四半期履行期限設定割合 対象:100万円以上の業務 稼働件数:当該年度に稼働 (繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む)
指標分類	$\frac{\text{(第4四半期[1～3月]に完了する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$
備考等	○測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務 -業務実績情報システム(テクリス)登録データベースより ○営繕業務:公共建築設計者情報システム -(PUBDIS)登録データベースより

3-⑩継続 入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化【R2.10～】

- ◆インターネットを活用した建設コンサルタント業務等の入札・契約過程、契約内容等に係る情報公表
- 【趣旨】 働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた改善（感染症拡大防止効果も期待）
- 【対象】 建設コンサルタント業務等
- 【概要】 従前、事務所等で閲覧に供していた、入札・契約過程、契約内容等に係る情報を
自社等で「入札情報サービス（PPI）」により閲覧可能に改善。

入札情報サービス（PPI）で閲覧可能な情報

指名競争	プロポーザル
指名業者名及び指名理由	選定業者名及び選定理由
公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書	公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書
予定価格	プロポーザル評価表
調査基準価格	プロポーザル方式の特定結果書
予定価格の積算内訳	随意契約結果及び契約の内容※
業務設計書	予定価格の積算内訳※
契約の内容	業務設計書※
入札調書	プロポーザル評価表
技術点評価結果	

※ プロポーザルに付した場合以外の随意契約においても適用

3-⑪継続 業務発注手続きの発注者補助業務【試行：R3.4～】

◆ 業務発注手続きの発注者補助業務 -行政事務補助(調査設計資料作成業務)-

【趣旨】 入札契約手続きのチェック体制強化、ワークライフバランスの推進

【対象】 調査設計資料作成業務の一部

【概要】 業務の入札契約手続き資料作成や、参加表明書の評価※のための資料作成・チェック等をアウトソーシングすることで、客観的なチェックによるミス防止、事務負担軽減によるワークライフバランスの推進をはかる。

※企業や技術者の実績・経験から機械的に評価点が決まる項目(業務実績、成績評定点、表彰有無等)に限る

特記仕様書記載例

第14条 業務内容

1. 受注者は、仕様書第13条に示す業務対象案件について、以下に掲げる業務を実施するものとする。
なお、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- ① 施工計画立案に関する資料作成
- ② 工事発注計画に必要な所定の図面、数量等に関する資料作成
- ③ 各種設計に用いる検討資料の作成
- ④ 関係機関等の協議に関する資料作成
- ⑤ 地元説明に関する資料作成
- ⑥ 予算要求に関する資料作成
- ⑦ 業務の入札契約手続きに関する資料作成

特記仕様書に、この記載がある
「調査設計資料作成業務」には、
下記「業務発注手続きに関する
資料作成」の内容が含まれる。

「業務発注手続きに関する資料作成」の内容

○発注者の指示に基づく公示資料等の作成

○提出された参加表明書(実績等)に基づく評価(客観点)作業

- ・システムへのデータ入力
- ・入力データ、出力データの整理
- ・資料作成 等

○各種チェック・発注担当者への説明

- ・発注者指示と公示資料等の整合性チェック
- ・公示資料等とガイドライン、通達、事務連絡等との整合性チェック
- ・公示資料等、参加表明書記載内容、発注者が把握している実績データ等、
評価結果間の整合性チェック
- ・作成資料、チェック結果を用いた、発注担当者への説明、発注担当者とのWチェック

○その他(発注者の指示に基づく資料の作成など)

★以下は業務内容に含まれない(実施不可)

- 技術提案書(様式-8、9)に関すること
- 技術提案書の評価結果及び全体評価結果に関すること
- 積算、予定価格に関すること
- 「発注者支援業務等」※に関すること

※「発注者支援業務等」は以下を指す

発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務、
行政事務補助業務、工事監督支援業務に準じる業務